

目 次

1. 会長あいさつ	会 長 松浦 正展	1
2. 特 集 「調測要領の会則位置付け」について（抄）		
第50回定時総会 第10号議案 調測要領の位置付けについて		2
ホームページ「掲示板」の投稿記事の要約		4
「調測要領の会則位置付け」について	業務部長 北山 高之	15
「調測要領の会則位置付け」について	宮崎支部 白土 和明	16
「調測要領の会則位置付け」について	都城支部 魚矢 隆文	17
「調測要領の会則位置付け」について	延岡支部 佐藤 仁之	18
「調測要領の会則位置付け」について	児湯支部 匿名	18
調査測量実施要領について	宮崎支部 匿名	19
「調測要領の会則位置付け」について	都城支部 児玉 防人	21
「調測要領の会則位置付け」について	日南支部長 落丸 正博	22
「調測要領の会則位置付け」について	日向支部 匿名	22
調測要領の会則位置づけについて ホンネとタテマエ ...	小林支部 匿名	22
「調測要領と会則」	宮崎支部 児玉 勝平	23
調測要領に思う	宮崎支部 匿名	27
3. 宮崎県土地家屋調査士会HPの紹介		28
4. 会報報告		31
5. 編集後記		33



臨時号 あいさつ

宮崎県土地家屋調査士会
会長 松浦 正展

今年の総会で「調査測量実施要領の会則位置付け廃止」が動議として出されましたが、執行部は再度検討するということで不採択となりました。理事会、支部長会議で検討し、広く会員の意見を収集しているところです。会則位置付けは、日本土地家屋調査士連合会が提唱し、九州ブロック会長会議で取り決められ、宮崎県会では野田会長が条件付きで提案し、広末会長が調査測量実施要領の研修会を何度も開き、河野会長のとき総会決議で位置付けられたものである。私としては三代に渡る会長の意志と総会の決議を重く受け止めております。

測量業界には国土交通省作成の「公共測量作業規程」があり、我々には日本土地家屋調査士連合会作成の自前の「調査測量実施要領」があります。

測量業界の業務は、目に見える現況を重視し、地物の位置、高さを測量して現況測量図を作成し、都市計画や公共事業の設計資料として利用されています。

土地家屋調査士業務は、目に見えない土地の筆界に重点をおき、登記簿・地図・地積測量図等の資料を基に筆界を導き出し、権利の客体である表題登記の記載事項と現地を一致させるため、復元可能な地積測量図の作成が義務づけられています。

規制改革の中、測量士との相互乗り入れが、何度か俎上に上がりましたが、土地家屋調査士の業務内容が理解され取り下げられた経緯があります。また今回の不動産登記法改正、土地家

屋調査士法改正の審議のなかで「調査測量実施要領」は土地家屋調査士の能力担保として高く評価されています。

当初の会則位置付けは、報酬の根拠と業務の標準化が目的であったと思います。規制改革のなかで自己責任が叫ばれ、自由競争が煽られますが、業務は公正、中立の立場から依頼者に有利にということはできない。登記簿に対する国民の信頼に関わるものであり、取り扱いが厳しくなっているのが現状です。土地家屋調査士は筆界を取り扱っており、表題登記は次世代に渡るものであり、自由競争、自己責任で片づけられるものではないと思います。会則位置付けは、土地家屋調査士業務の標準化を図るものであり、自主規制であると考えております。

今 インターネットのブログであらゆる分野の専門家への反乱が起きています。

医師は説明と同意が必要になり、主治医以外の医師の意見を聞くセカンドオピニオンが常識になりつつある。弁護士費用と処理方針をインターネット上で複数の弁護士に提示してもらい、その中から気に入った弁護士を選べるサイト「弁護士ドットコム」がサービスを開始し、弁護士の「ネットオークション」が始まるそうである。

特 集

「調測要領の会則位置付け」について

我が宮崎会では、本年度定時総会（平成17年5月20日開催）において「調測要領を会則からはずせ」との動議が提出され、その是非について全員で協議しました。たくさんの意見が出されましたが、この事は大変重大な影響を及ぼす恐れがあるため、結局は結論が出ませんでした。

「本年度1年間検討せよ」との皆様のご意見でしたので、今回、会報臨時号を出すことにしました。

過去の経緯や問題点等をご説明します。

1. 調査測量実施要領（以下調測要領という）の会則への位置付けとは、調測要領を宮崎県土地家屋調査士会会則（以下県会則という）第92条に規定する要領とすることであり、従って、調測要領は県会則となり、会員は調測要領を遵守する義務が発生し（調査士法第24条）、違反すれば懲戒処分を受けることもある（調査士法第42条）。

宮崎県土地家屋調査士会会則
（業務の取扱い）

第92条 会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達、及び本会の制定する要領等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。
（2項、3項…省略）

2. 今までの経緯

会は平成7年から委員会を設置し、位置付けの是非を検討してきました。

平成8年4月に、「1年間は各自がその内容を勉強せよ」との中間報告書が提出されました。その結果、平成8年度は各支部及び県会でその内容について研修会が実施され、平成9年4月には最終答申が出され「位置付ける事が望ましい」と報告されました。その結果を受けて平成9年5月の宮崎県総会において位置付けを討議する予定でしたが、「まだ、

時期尚早である」と動議が出され討議にも入れませんでした。

平成11年8月に県会は再度委員会を設置し、平成12年4月の答申書で再度「位置付ける事が望ましい」との報告がされ、平成12年5月の県総会において賛成多数で位置付ける事が決定されました。

3. 本年度（平成17年度）5月の総会の状況

本年度総会において「調測要領を会則からはずせ」との動議が提出されました。

以下、その部分についての議事録（抄）を掲載します。

議 事 録

第50回定時総会 第10号議案 調測要領の位付けについて（抄）

審議の議事日程を発表する前に宮崎支部の白土和明会員から緊急動議あり。

白土会員：調測要領が会則92条に位置付けされているが、次の理由により位置付けからはずすことを提案する。

1. 一般人から懲戒の申し立てができるようになった今は、法律以上の調測要領を会則にする事は危険だ。基準は必要だが、会則として強制力を持たせることは「強制会」の在り方から考えて不適切である。
2. 行政指導と法令は違う。法で定めていないことを会則として定めると、訴訟社会の今はトラブルに巻き込まれる。
3. 法務省は、法令と行政指導と使い分けを行っている。法律でも規定していないことを会則で規定することはない。われわれがそのような姿勢に追随する必要はない。登記行政の限界と考え

るべきである。

議長は、動議を取り上げるかどうかを議場に諮ったところ、賛成多数で取り上げることに決定。第10号議案として審議することになった。

坂口議長：92条調測要領の会則への位置付けについて執行部の意見を願います。

河野会長：全国で位置付けしていない会は4～5会と思う。白土会員の、要領は必要であるが会則位置付けは会員の足かせになっている、という意見だがこれを守ることによって自分の仕事の盾になる。この基準は堅守すべきだ。不必要な部分は削除して宮崎会としての要領を位置付けることがベストだと考える。

谷口部長：動議には三つの問題点があった。一つ目は強制力はいらぬと言うことであった。しかし調測要領には強制力をもたせる条文はどこにもない。務めなければならないとか、しなければならないといった文言である。必ずしなければならないと言う表現はない。二つ目は行政指導と法令のギャップを使い分けよと言われたが、これは使い分けなければならない。トラブルに巻き込まれるよ、と言われるが全く逆である。これはトラブルに巻き込まれないためにある。三つ目は登記行政にものを言うときは言えということであった。これは全くその通りと思う。しかしこれは調測要領とは別の問題だ。赤表紙に変わったときに位置付けでもめた。一番の問題点は、基準点測量だった。しかしこれが今は法改正により必ずしなければならないとなった。これからは必ずしなければならない。不登法改正からは逆に今の調測要領の方が劣ってきている。調測要領は今、最低のレベルだ。筆界特定制度で我々が地位を得たのは調測要領を遵守したおかげで公的に認められたもの。外すのは逆行するものだ。資格業と

して当然である。

坂口議長：午前中の動議の採択では多数の賛成があったが他に意見は。

竹下会員：調査士は法に基づく強制加入をしている。法律上は要領などは決定していない。法にはないが宮崎会にはある。全国でもまだバラバラである。会に入ってから法以上のものがあり、場合によっては違反とされる。これは法の建て前からは間違いである。会員になったために法以上の制約を受け不利益を被ることもある。この様なことで処分があれば憲法違反になる。憲法に職業選択の自由があり、法にもない小さな要領で処分されることは排除すべきだと思う。

谷口部長：調測要領は決して法以上ではない。3月7日以降は法のほうが上である。法律に違反すれば当然罰則がある。

白土会員：調測要領はそこまでいっていない。条件整備はまだできていない。たとえば公図の位置付けはどうなっているのか。14条地図以外は準ずるとなっている。法務局はこれに対して責任をもたない。地図行政について調査しなければならない。法令と準則とのギャップは大きい。法的責任の整備はなされていない。トラブルが発生すれば法的責任を誰が取るのか。法務局は法以上の責任は取らないのに、調査士が法以上の責任を取るのをおかしい。調査士がトラブルをなくす為にマニュアル的に努力する方向は良いが法的責任は別。

谷口部長：公図の位置付けは難しいが、公図を見ないで調査ができるのか。閉鎖字図まで調べて間違っていなければ責任はない。公図自体の間違いは責任の問題外である。今後の筆界制度にからめると今からは当然だし、必要がなければ取らなくて良いという規定になっているから難しい規定では

ない。

白土会員：できるできないの問題ではない。基準とか罰則の対象になる会則をわざわざ付けることが問題なのだ。マニュアルとしてあることには問題はないが会則化は意味が違う。会則として位置付けることはない。

児玉会員：立場として要領には賛成だ。公図の件だが10年前と今のは違う。法務局で公図を請求しても10年前のは出てこない。要領位置付けではどうしてあなたは取っていないのか。保存先に問題が生じた場合追求をうける。全てを出していなかったかもしれないがこちらも調べようがない。考慮はした方がよい。

谷口部長：公図の整理は法務局もできていない。しかしそれで、我々だけが責任を取らなければいけないかというとそれは違う。全地測量は今度は必ずしなければならない。地積更正もしなければならない。

坂口議長：話は平行線だ。92条の位置付けは当時大変だった記憶がある。今ここでこれを裁決するのは責任が重い。

野田会員：会則に位置付けはして欲しい。が、罰則適用は困る。会長がやむを得ないと認めたときは回避できるような方向は。

徳澄会員：法律以上の義務はおかしい。法律以上の義務を負うのは大変だ。専門家として仕事上の義務は当然であるが尊重すべき位置付けを会則に決めれば良い。強制的な文章を入れるのがいけない。谷口部長のこの位の注意は当然。しかし会則の中での義務づけは別で憲法に違反することだ。

谷口部長：条文をよく読んで。強制力のある条文はない。務めなければならないという文言だ。調査士はいままで測量業界から馬鹿にされてきた。要領が

できて調査士が頑張ったこの地位を作ってきた。会則は法律以上ではない。

児玉会員：この問題は後1年勉強したら

坂口議長：それがいい

河野会長：今日の出席は半分くらい。会則の改正なので出席数が問題だ。来年の総会で決議する場合でも前もってこの件についての決議があると出席を促さないと。

都城児玉：会則の中に位置付けながら、会則の付属文書ではないのですね。理事会で決議が変更可能なもの、これを会則の中に持ち込むことの良否を検討しなければ。

白土会員：一般の会員から出すとすれば動議ではないと仕方がない。執行部から出すわけにはいかない。事前に出す方法があれば検討して欲しい。これを法務省が決めていれば別だが。

坂口議長：いつまでも平行線だからこの位で。

4. 県会ホームページ掲示板にて

その後、会のホームページには、位置付けに関するたくさんの投稿をいただきました。総会では時間不足もあり、十分に議論し尽くせなかった点もありましたが、ここでは、総会では出てこなかった意見もありますので、調測要領に関する部分のみを掲載します。

掲 示 板

[150] 調測お化けについて 投稿者：笑福 投稿日：2005/05/26(Thu) 18:27 [返信]

先日総会での「調測要領」に関する論争を皆さんはどう感じられたでしょう。

口下手な私は、なんと表現した良いのか分からないままに発言も出来ず、懇親会でも後味の悪い酒を飲みました。

私達調査士は、目に見えない筆界（境界）を

相手に仕事をしていますが、目に見えるものばかりで境界の確認をすると、時に足を掬われることがあります。

そこで、そういう間違いが起これないように、調査士の先人達が、苦勞して作り上げて来たのが「調測要領」という調査士業務のルールだと思っています。

強制加入だから、不動産登記法に基礎測量の定めがないから、登記が出来さえすれば良いから…、と独自のルールで、若しくは手抜き業務をしたらどうなるのか？

業務に「間違い」がなければ責任は問われません。しかし、ルール（調測要領）なしに10件を処理すれば、5件に小さな誤り、2件には大きな誤りがあるかも知れません。目に見えない境界だから、その場は分からない事もあるでしょう。但し、それは「偶然」分らなただけで…5年後、10年後に責任を追及されたり、場合によれば損害賠償を請求される事があるかも知れません。

ですから、調測要領を会則位置付けしていると、責任を問われるかも知れないから、会則から外そうという議論は、全く本末転倒で…本来は、ルール（調測要領）に従った業務をやる事、間違っただけで登記や測量が行われないうちについて懸念すべきであるのに…。且つ、会場の雰囲気、何となくそう云われれば、そうだなという感じであった事が残念でなりません。

調査士業務が当初からそうであったとは思いませんが、現時点ではそれなりに責任のある仕事です。自分達は職業人として「目に見えない境界」を預かるのだから、手抜きをせずに、皆で、調測要領に従った業務をやろう！と云うのが前向きな…本来、総会でなされるべき議論で…これから、世界測地系の対応をどうするのか？筆界特定制度をどうするのか？もっと、上向きの議論をしましょうよ！

[151] 調測要領は難しい 投稿者：低山派 投稿日：2005/05/27(Fri) 19:27 [返信]

私も会場では発言しきらない一人です。

筆界線の特定とは具体的にどのような方法で行えば良いのか未だによく解りません。勉強が足りないこともあるのですが、それは一応置いとくとして、問題は、筆界線を書いてある地図の制度が各地区、各地図によって違いがあり、大げさに言えば、千差万別であるのに、

その地図だけを頼りに、その中の一部分だけを採り上げて、己の考えた縦横独立変倍などを試みて、現況との比較をする。この程度の作業方法しか解りませんし、どれだけの範囲でそのような作業をすれば妥当なのかも知れません。

更に、字図地区の場合、許容される距離、地籍の誤差はどれだけのものか、そこからして解りません。

地籍図はどうでしょう。ある地積調査の一筆地立会に代理で参加した時のこと。既存地積測量図による検討は、前もって地主側が行うことになっており、行政側は検討してくれないため、地積測量図と3mもの違いがあっても、双方地主の合意があれば平気で確定しているのを目の当たりにしまして、何年後かに地籍図の復元を頼まれたとき、どう対処したものか頭が痛いのです。

さて、目の前に筆界特定登記官が出現し、境界鑑定の手法やADRが市民に浸透していけば、調査士も常に閉鎖字図を漏れなく収集、地区役員や古老の持つ、確定か未確定か、どの段階の整理図かはっきりしない図面まで収集検討しなければならぬ…としたら、完璧な誰をも説得できる調査を行うのは至難の業。

調測要領は良いものであり、調査士は当然に指標とすべき事は異議ありません。

しかし、不完全な資料から完全な調査は見込めません。である以上、一般市民から会則違反を問われることとなると、その市民の依頼を受けた弁護士が相手ですから、どこから突っ込まれるやも予想できない怖さは出来るだけ回避したいものです。

少なくとも、筆界特定制度が現実に定着するまで、世の中の反応を見極めるまで、会則から外しておくほうが良いのではないかと考えます。

[153] Re:[151] 調測要領は難しい 投稿者：笑福 投稿日：2005/05/30(Mon) 19:42 [返信]

> 筆界線の特定とは具体的にどのような方法によって行えば良いのか未だによく解りません。2～3年前に、3地区研修会での話は「とにかく、街区測量までしなくても、ある程度ブロック塀等で境界が明確であると思われる隣接土地までの現況測量をする（もちろん隣接者にも断って）という話でしたよね。

実際に「基礎測量」をして、法務局保管の地積測量図、字図を同一縮尺で重ねれば、色んな不

思議が出てきます。

空地や重複地が出てくる場合もありますが、前の実測の時には道路との境界はここで決めているとかも1/250の図面にして重ねるとよく分かります。

今、測量中の島之内の土地は、昭和31年に分筆登記がされて古いブロック塀で囲まれている。それなのにブロック塀で囲まれた範囲の面積を出して見ると、公簿は156㎡しかないのに、実測は202㎡ある（公簿比129%増）。

今の感覚だと、分筆地だから実測されているはずなのにおかしいとなるけれど、昭和31年に一緒に分筆された土地、及び分筆元地の面積はどうかと云えば、各々123%、126%増えている。これは、昔は分筆時に地形図による分筆登記もあったようで、全体を測り、多い分を按分して分筆したケースもあったから、本件実測地は隣の土地を取り込んで増歩になった訳ではないので、地積更正登記をしても構わない。

…とか

耕地整理地を測る場合は、耕地整理図をそのまま当てはめると合わないけれど、基準の寸法（…この前は芳土の方の田んぼ（1,014㎡）でしたが、全長50m、幅20m28だと良くあった。）を割り出すとうまく収まる…とか

等々現場毎に色々あると思います。公図との比較は必要だけど、何が何でも古い公図を基礎に境界を決めなさいとか、勝手な変倍率を使いなさいとは「調測要領」には書いていないと思うのですが…。

前回に続けて重ねて言いますが、間違っただけの登記や測量をした場合、プロとしてその間違いにペナルティが課されるのは当然でしょう。

だからこそ、間違いが起こらないように調測要領に沿った業務をするのであって、調測要領に従わなくても、自分はちゃんとやっているから間違いは起こさないと自信がある方は堂々と現在の業務を続ければ良いわけです。

但し、本来やるべき調査、基礎測量をせずに、もしくは手を抜いたがため間違っただけの登記をしたり、独善的な解釈で結果として間違っただけの登記をしたらやっぱりペナルティはあります。

元々調査士には境界を決める権限もありませんし、当事者同士の合意に従わざるを得ないケースもあるでしょうし、敷地にすら入らしてくれない場合もあるでしょう。

じゃそんな場合も責任を問われるのでしょうか？

そんなことはありません！

不完全な資料からは、完全な境界は出せない。それも当然です。でも、専門家としてその事の説明責任はあるでしょうし、だからといって基本的には素人である当事者に丸投げするって云うのも何か寂しいですよ…職業人として境界の認定の方法が分からなければ、先輩に聞いて下さい。但し、自分の仕事に責任を持つのは当然だと思います。その責任逃れを「調測要領」にもっていきるのは何とも納得できないと思います。重ねて勝手な話ばかりで恐縮ですが…

[155] 総会 投稿者：さかなや 投稿日：2005/06/13(Mon) 08:33 [\[返信\]](#)

総会においての調測についての話しですが、下記笑福さん低山派さんの両意見はどちらも間違いでもないし当然の事だと思います。調測については勿論会則からはずした方が楽でも今の調査士を取り巻く環境から万一はずしてしまったら調査士そのものの立場すら危うくなってる状態だと思います。ですが私も含めて不勉強な調査士も居る事も確かで、その人達から見ると上層部の人達が回転のいい頭で進みすぎて不安感はあるかと思っています。「はずすはずさない」「こちらが正しい正しくない」の議論はこりごりです。しかし総会の場合であいう動議が出た場合には それこそ【調査士業務が当初からそうであったとは思いますが、現時点ではそれなりに責任のある仕事です。自分達は職業人として「目に見えない境界」を預かるのだから、手抜きをせずに、皆で、調測要領に従った業務をやろう！と云うのが前向きな・】

まさにこの方向の議論に持っていくべきだと思います。しかし限られた時間内でこの議論は無理ですから会員が集まるいい機会ですからさわりでも議論してその後総会後の一年はどうするのかに持っていくべきだと思います。

「調査士たるもの調測通りの業務遂行は当然の事」から始まる話しはちょっと重い所でふるい落とされる調査士も大勢居る（勿論私もですが）

動議は動議不安のある調査士の切実な意見（発言者は調測を理解した上での事です）を代弁しているのです。

ですから理事はその所をほんの少し理解した発言が欲しいものです。

勉強不足のわたしには「不勉強な調査士は駄目」

としかられてるみたいです そっぽ向けられたらたまりません

理事をしてる立場から変な意見ではありますが
が会員のいろんな意見をとりまとめるのですから「不勉強な理事」の意見も大事な事だと思いますがもう気力が萎えてしまった感があります

辞表提出しましょうかね マジで …

[162] 会則と調測要領 投稿者：梅雨空 投稿日：2005/06/21(Tue) 18:32 [返信]

信頼性の無い会ほど規則を多く作り安定を望み、結果として会則に手足を縛られ崩れてゆく…

「調測要領の会則位置づけ」などと馬鹿げたことを考える前に、もっと考えることがあるでしょう。

調査士は試験合格したら登録して即開業できるんでしょ？ 合格登録即開業の調査士が、いきなり会則の調測要領に従った業務ができるとても？ 新米調査士に業務の依頼をする国民がバカだということかな？ (笑)

国民から信頼される調査士に！と思うんだったら、試験問題に実務試験を加えたり、調査士法を改正して弁護士のように1～2年程度の修習期間を設け徹底的に国が作った調測要領を叩き込み、修了認定試験合格者のみ開業させるべきでしょう。既存の調査士については、例えば司法書士の簡裁代理資格のように特別な認定試験制度を設けるべきでしょう。それなら国民は各調査士が「技術認定」を受けているかどうかレベルがわかるから安心できるというものですよ(どの調査士を選ぶかは国民の選択による)。

しかし、まるで道交法で自動車のハンドルの持ち方まで規定するようなものだな～(笑) 自動車学校その他で実技試験をパスしてるから免許がもらえるし、だから法律でハンドルの持ち方を規定する必要はないんですよ～

調測要領の会則位置づけが必要と考えることは、土地家屋調査士法の開業資格規定が不備だということなんだけど、解ってんのかな？ (笑)

あのような実施要領を会則位置づけしようなど考えるのは調査士業界だけでしょうね…だからいつまでたっても単なる技術屋集団…

[163] 会則と調測要領 投稿者：一般会員 投稿日：2005/06/22(Wed) 11:26 [返信]

以前からずーと何か感じてはいたんだけど、具体的に言葉にならない感情があったんですよ。

それを梅雨空さんがずばり言ってくれました。調測要領の会則位置づけが議論される都度、みじめな感情を味わっていたんです。

世間に恥をさらしてる。

> 土地家屋調査士法の開業資格規定が不備

> 法律でハンドルの持ち方を規定する必要はないんですよ～

> 「調測要領の会則位置づけ」などと馬鹿げたことを考える 前に、もっと考えることがあるでしょう。

全くそのとうりに感じます。

私は理事さんを責めたりしてるんじゃないんですよ。

全員の問題ですから、皆で考えるべきです。

> 仲が良いから、この人の為・この人達の為、無い知恵絞りに出して頑張ってみよう、と思うものですよネ！

実にすばらしい言葉じゃないですか。

まさに 信頼性のある会の理事さんの言葉ですよ。

[165] 会則と調測要領 投稿者：梅雨空 投稿日：2005/06/23(Thu) 02:31 [返信]

土地家屋調査士法第4条、第8条、第25条に次のような規定があります。

第4条 (一部抜粋)

次の各号のいずれかに該当する者は調査士となる資格を有する。

(1) 土地家屋調査士試験に合格した者

第8条 (一部抜粋)

調査士となる資格を有する者が調査士となるためには…登録を受けなければならない。

第25条

調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

まず、上記条文の意味を理解すべきでしょう。

4条と8条により「試験に合格して登録を完了すれば、報酬を得て国民からの業務依頼に応じることができる」と言っているのですよ。要するに、試験と登録審査により「調査士としての能力と資質」は認定されているということです。第25条は「調査士各自の義務」を規定していま

す。細かな仕事のやり方まで義務（強制）づけた規定ですか？

あのね、「土地家屋調査士法」は次のように言ってるんですよ。

『国としては、試験と登録審査で、あなた方をプロの調査士として、その能力と資質を有する者として認めました。調査士となったからには、調査士倫理綱領にもあるように、国民の信頼に応えるべく自己研鑽を怠らず向上するように努めねばなりませんよ。国としてもあなた方に期待しています！』

国民の期待に応えられないような調査士なら仕事が来なくなるでしょうし、迷惑をかければペナルティーもあります。どの業界だって同じことでしょう。

「調測要領の会則位置付け」はということか。会則に位置付けるということは「義務化（強制）」ということです。強制入会制度なので、会則（調測）に従わなければ会則違反となり、法24条により法令違反ということになります。

法は、調査士各自に研鑽を「期待」しています。「調測要領の義務化（強制化）」を望んでいるのですか？ だとしたら、試験合格後、さらに調測要領に準拠対応した業務ができるような実務研修まで受けさせた後に開業を許すように規定すべきでしょう？ でないと試験に受かって登録はしてみたものの、新規入会者は会則違反が恐ろしくて1～2年修行してからでないと業務の受託ができません。会でお金を出して研修先を世話してくれるんですか？

実は、「調測要領の会則位置付け」は不当であり違法なんですよ。無効確認の訴えを提起すれば、間違いなく会は敗訴します。いざとなれば僕がそれをやろうと思いますが、調査士業界は完璧に世間の笑い者になりますね（現在でもそうかも？笑）

調測要領を会則位置付けする必要があるほど、それほど調査士は信頼できないんでしょうか？

そして、会は会員を「指導」する力がなく、「強制（義務化）」するしかないのでしょうか？

それで国民の信頼が得られるとでもお考えなのでしょうが？

調査士は、土地建物調査測量の技術を有する「法律専門職能者」じゃないんですか？ 「先生」などと呼ばれるわけですし（笑）

僕が「調測要領の会則位置付けを馬鹿げたこと」

と言うのはどういうことかということ、どうしても義務化（強制化）したいのなら「調査士法改正」の運動をして修習制度を新設すべきだということです。法律職能者なら法的な考え方をしましょうよ。「調測要領の会則位置付け」などという違法不当行為を県会が平気でやってしまうことだけは避けてほしいものです。

はて、「調測要領の会則位置付け＝義務化（強制化）」の真の目的は？ もしかして「ふるい落とし」じゃないよねえ…そこまで汚い思惑は背景に存在しないと祈りたいですね。

役員の皆様は本当に大変だと思います。仕事をしながらのボランティア会務…

僕みたいに言いたい放題の会員もいるし…（汗）ただ、我々一般会員の将来は役員の皆様の考えに大きく左右されます。生活もかかっています。連合会や他県会の考えに安易に同調することなく、国民のために我々のために導いていただきたく切に希望するものです。

[167] Re:[165] 会則と調測要領 投稿者：笑福

投稿日：2005/06/23(Thu) 13:11 [返信]

何故か？調測要領位置付け反対派は論客が多くて、且つ、切り口もバラエティーに富んでいて対応が大変やなー！

調査士法も理解せずに役員をやっているのかと怒られそうですが、確かに、調査士試験に受かって、登録をして、調査士会に入会すれば「調査士」にはなれます。しかし、それで即！仕事ができると思っている人はいないでしょう。

皆、最初は、同期の調査士や、先輩の調査士に聞きながら、業務の進め方をふくめて「調測要領」を片手におずおずと試行錯誤を繰り返し…何年か後に、ようやく調査士として一丁前みたいな顔が出来るようになる。ってそんな具合じゃないですか…。これは他士業でも似たり寄ったりでしょう。

修習機関を設けろと云う話は出来りゃその方が良いでしょう。認定試験を設けろと云われればそれもあった方が良いでしょう。

実際に、もうADRに関しては、調査士も認定試験の実施が法案化していますし、方向性は間違いなくその方向に向かっています。

道交法で自動車のハンドル云々については、大いに誤解があると思います。不動産登記法に技術編はありません。結果としての登記申請にはルールがありますが、その結果に至る調査・測

量過程にはルールがありません。

測量業には「作業規程」があります。作業規程は依頼主である官公署の納品、作業内容を規定したもの(?)ですが、あくまで役所側の指示書みたいなものだから…調測要領とは違うという見解が一部にあるみたいですが、でも、私達調査士制度の一般利用者である国民がそんなもの決めますか?じゃ、技術職のいない法務局が決めますか?

そうであれば…調査士自身が「見えない筆界」を決めるルールを作って、皆でそれを護って行かなきゃならんでしょう。

今、調査士は「筆界特定制度」をサポート出来るか否かで、その真価が問われる時期が間近に迫っています(本年10月1日若しくは11月1日)。しかもADRは認定制度で合格した調査士が対象ですが、筆界特定調査委員の候補は調査士全員が対象です。

皆さんは日々の業務で「筆界」を意識して業務をしていますか?

「調測要領」は今までのルールです。これから筆界特定制度に沿ったもっと厳しいルールが出来ます。

不備に、不備を重ねたような調査士制度かも知れません。「単なる技術屋集団」かも知れません。但し、次に控えるのはこれに失敗すれば、調査士は崖から転げるだけという…「筆界特定制度」という大きな山です。

これを乗り越えるには「筆界」への共通認識を醸成すると共に、「筆界特定」の新たなルールを作らざる得ませんが、それも、これも「調測要領」という共通業務基盤があればこそ話です。

調測要領論議も結構ですが、もっと現実を見た前向きな議論をして、行動で示すべき時です。皆さんが思っているより現実はずっと先に行っています。

特定制度は宮崎市近郊だけの話ではありません。全県下で出張所経由で実施されます。加えて、筆界特定の為のルールと現在の調測要領のルールがダブルスタンダードで行くかと云えば、筆界確定の時だけは新しいルール…なんて事は考えられませんので、将来的には筆界特定のルールが一般業務の統一ルールになると思われます。…うー、これに「…」考えれば、考えるほど、問題山積みで、明日からは東京で…

[168] Re:[167] [165] 会則と調測要領 投稿者：梅雨空 投稿日：2005/06/23(Thu) 15:04 [\[返信\]](#)
> 確かに、調査士試験に受かって、登録をして、調査士会に入会すれば「調査士」にはなれます。しかし、それで即!仕事ができると思っている人はいないでしょう。

> 皆、最初は、同期の調査士や、先輩の調査士に聞きながら、業務の進め方をふくめて「調測要領」を片手におずおずと試行錯誤を繰り返し…何年か後に、ようやく調査士として一丁前みたいな顔が出来るようになる。ってそんな具合じゃないですか…。これは他士業でも似たり寄ったりでしょう。

試行錯誤? 何年か後にようやく調査士として一丁前?

調測要領が会則位置付けされて、そんなことが言えるのですか?

「まだ新米調査士なものですから…」で許してもらえるのでしょうか(笑) 会則違反者(法令違反者)にならず国民から懲戒請求を受けることもないと、誰が保証してくれるのですか?

宮崎県会の保証では安心できません、連合会の保証ならOKかも(笑)

> 不動産登記法に技術編はありません。結果としての登記申請にはルールがありますが、その結果に至る調査・測量過程にはルールがありません。

司法書士や弁護士の業務なども取引立会や和解交渉その他、ルールはないですね。

> 測量業には「作業規程」があります。作業規程は依頼主である官公署の納品、作業内容を規定したもの(?)ですが、あくまで役所側の指示書みたいなものだから…調測要領とは違うという見解が一部にあるみたいですが、

少なくとも、会則位置付けの対象としての調測要領とは全く性質が異なりますね。

> でも、私達調査士制度の一般利用者である国民がそんなもの決めますか?じゃ、技術職のいない法務局が決めますか?

> そうであれば…調査士自身が「見えない筆界」を決めるルールを作って、皆でそれを護って行かなきゃならんでしょう。

なぜ「ルール」である必要があるんですか？
どの業界にも立派な「マニュアル」をいろいろと作っており、研修などを含めて自己研鑽しているわけです。

> 調測要領論議も結構ですが、もっと現実を見た前向きな議論をして、行動で示すべき時です。皆さんが思っているより現実はずっと先に行っています。

調測要領論議を軽く考えておられるようですね。こういう重大問題を軽視して「前向きな議論」もなにもないのでは？

> 筆界特定の為のルールと現在の調測要領のルールがダブルスタンダードで行くかと云えば、筆界確定の時だけは新しいルール…なんて事は考えられませんので、将来的には筆界特定のルールが一般業務の統一ルールになると思われます。

もし「国」が決める「ルール」であれば、従わざをえませんか。

> …うー、これに「…」考えれば、考えるほど、問題山積みで、明日からは東京で…

[169] 会則と調測要領と報酬額 投稿者：一般会員 投稿日：2005/06/24(Fri) 13:00 [返信]

> はて、「調測要領の会則位置付け＝義務化(強制化)」の 真の目的は？ もしかして「ふるい落とし」じゃないよね え…そこまで汚い思惑は背景に存在しないと祈りたい ですね。ここまで議論が進めば大いに語りましょうよ。その前に役員皆様のご苦勞に対しては心から敬意と感謝を表します。

> 「調測要領」は今までのルールです。これからは筆界特定 制度に沿ったもっと厳しいルールが出来ます。

さて報酬額の件ですが、ご存じのとうり自由競争という言葉の基、完全に個々人にまかされている現状ですよ。

> 「調測要領」は今までのルールです。これからは筆界特定 制度に沿ったもっと厳しいル

ルが出来ます。

最近見積を要求されて出したところ、「その半額でやる人がいますので…」との依頼者の言葉。自由競争であるので、半額だろうが1/3だろうが勝手なんだけど、非常にやりにくい。やりにくいだけならいいが、このまま行けば事務所経営が成り立たなくなる恐れがあります。

> 皆さんが思っているより現実はずっと先に行っています。

益々厳しくなるルールに従って業務を行い、頂く報酬は自由競争にて益々少なくなる。ふるい落とされるのはこの俺か？と不安感を感じます。厳しいルールで縛れば安価な報酬では受託はできないだろう。という理屈は理解できる。しかし、ルール破りを誰がどのように監視するのか？綱紀事件として上がって来ないと調査出来ない。

もしくは、会員同士が、かつての何処かの国みたいに監視しあって、何か見つけたら綱紀委員会に報告する、かしなければ無理なような気がする。しかしこれは有り得ない事。

ましてやこの時代に、厳しいルールに多少従わないと言うことは有っても、綱紀事件になるような仕事をする人はめったに居ないと思われます。となれば、どんなに厳しいルールが有ろうと自己責任の域を出ないと思われてなりません。土地家屋調査士に期待されてる(我々だけが勝手に思い込んでるだけかも)(笑)業務と自由競争の間で悩ましいですね。

皆様の御意見を是非お聞かせ下さい。

[170] Re:[169] 会則と調測要領と報酬額 投稿者：新人理事 投稿日：2005/06/25(Sat) 10:59 [返信]

> ここまで議論が進めば大いに語りましょうよ。

> その前に役員皆様のご苦勞に対しては心から敬意と感謝を表します。

有り難う御座います！…お礼を言われる為にやる訳ではありませんが、とてもうれしいし、原動力になります！

> さて報酬額の件ですが、ご存じのとうり自由競争という言葉

> の基、完全に個々人にまかされている現状

ですね。

> 最近見積を要求されて出したところ、「その半額でやる人がいますので…」との依頼者の言葉。

> 自由競争であるので、半額だろうが1/3だろうが勝手なんだけど、非常にやりにくい。

> やりにくいだけならいいが、このまま行けば事務所経営が成り立たなくなる恐れがあります。

報酬額の問題はとても微妙な問題で「こうしましょう・こうして下さい！」って言ったとたんに、どこかの役所がつっこんできます。

新聞・TVで報道されているように、役所自体も非常に雑な金銭感覚のところもあるくせに、いやはや民間には激しい！

これはあくまで小生の報酬額の考えですヨ（役所殿・つっこまないで下さい！・自由にしてくれたのはあなた達ですから）

小生は見積を要求されたら、「見積作製する為には、経費と時間を要しますが、それでも宜しいですか？又いかほどとお考えですか？」って言います！

別の事務所と競争させようと考えている依頼者は、ほとんどこの時点で引き下がりますし、真に依頼を考えている依頼者は「お願いします」の言葉が返って来ます。…ほぼこの時点でゲットです。

> 益々厳しくなるルールに従って業務を行い、頂く報酬は自由競争にて益々少なくなる。ふーん落とされるのはこの俺か？

> と不安感を感じます。

先日報酬について話す機会があり「これは個人の考えです」と話した上で、小生が請求・受領している額を具体的に言いました。

その結果同業者から「そら、高いは！」の言葉が返ってきましたが、…でも自由でしょ？

自慢じゃないけど、そんなに仕事は減ってませんし！

> 厳しいルールで縛れば安価な報酬では受託はできないだろう。

> という理屈は理解できる。

そうゆうことだと思いますヨ！

> しかし、ルール破りを誰がどのように監視するのか？

> 綱紀事件として上がって来ないと調査出来ない。

> もしくは、会員同士が、かつての何処かの国みたいに監視しあって、何か見つけたら綱紀委員会に報告する、かしなければ無理なような気がする。しかしこれは有り得ない事。

以前のガソリンスタンドのように倒産して行きますよ！

いつまでも存続し、相談に応じ処理していくのもサービスかと？

> となれば、どんなに厳しいルールが有ろうと自己責任の域を出ないと思われてなりません。

> 土地家屋調査士に期待されてる（我々だけが勝手に思い込んでるだけかも）（笑）業務と自由競争の間で悩ましいですね。

> 皆様の御意見を是非お聞かせ下さい。

「自由競争」結構・・・作業内容にみあった・チョイ高めの金額を受領してもいいんですから！

自分達を縛ることになるかもしれない「調測要領」も「自由競争」もデメリットだけではないはず！メリットも大きいはず！

+-してみたら、メリットの方が大きいかな？って個人的には考えている。今日この頃…

[171] 「ルール」と「指針」の違い 投稿者：梅雨空 投稿日：2005/06/25(Sat) 21:07 [返信]

「ルール」と「指針」の違いを理解すべきでしょう。

「ルール」…規則。掟（おきて）

「指 針」…物事を進める方針。てびき。

「ルール」は「強制」を伴うということなんです。

僕が言ってるのは、現行土地家屋調査士法の下では「調測要領の会則位置付け（ルール化）」は許されない（違法）、と言ってるですよ。

調査士会への強制入会制を採ってはいても、そもそも調査士業は「個人資格として与えられた免許に基づく個人自由業」なのです。

では、調査士会は何のためにあるのでしょうか。調査士法第47条2項にその「目的」に関する規定があります。

【第47条2項】

調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

「指導」及び「連絡」に関する事務を行うことを目的とするわけで、上位法である調査士法の本質並びに調査士法の業務義務（25条など）をさらに加重した義務を会員に課することはできないのですよ。また、会員にそのような義務を課す（強制する）なら全国の調査士すべてに平等に課すべきですが、各県単位で独自に審議表決する会則レベルだと全国統一決定が保証されず、個人に与えられた平等な調査士資格なのに不当な不平等が生まれることにもなるでしょう。ですから、調測要領を会則に位置付ける（義務化・強制化する）ことは不当違法だと言っているのです。会則位置付けによるのではなく、「法改正レベルの問題」として検討すべきなのです。会則位置付けが「合法」なのかどうか、県会で徹底的に研究検討していただきたいものです。僕は「調測要領」は素晴らしい「業務指針たるマニュアル」だと思っています。どの業界にも素晴らしいマニュアルがあり、皆がそれを「指針」として尊重し業務を遂行しようと努めているわけです。もし「指針」を超えて「ルール」とすることが国家や国民の信頼を得られるものならば、調査士業界なんかよりもっと先に、他の各業界がすでにやっていますよ、しかも「法改正」のレベルでね（笑）

重ねて述べますが、僕は、調測要領の存在や会則位置付けによる「現実的効果（メリット・デメリット）」を問題としているのではなく、法的な問題として問題提起しているのです。

[172] Re:[171] 「ルール」と「指針」の違い

投稿者：日向夏 投稿日：2005/06/27(Mon) 09:07 [返信]

> 会則位置付けが「合法」なのかどうか、県会で徹底的に研究検討していただきたいものです。

> 私たちの業務は各地で事情が違います。

全国一律の法律で決められないことがあるから位置付けは各県の意志によっていますし、各県で要領の内容を変更できるようになっています。

各県の実情に合うように変更したものを、各県の総会で決定するわけだから全然問題ではないと思います。

梅雨空さんの意見のなかに「だから技術屋集団」というご意見もありましたが、

私はそのような考えではいつまでたっても「手続き屋集団」だと思います。

> ふ〜 こんなことなら万難を排して総会に出席して、会場で自分の考えを述べるべきだったな…残念！

ほんとですね。総会で是非ご意見を聞きたかったです。

総会には是非参加しましょう。

ある意味で総会参加は権利でもあり、義務でもあると思います。

[175] Re:[172] [171] 「ルール」と「指針」の違い 投稿者：梅雨空 投稿日：2005/06/27(Mon) 12:33 [返信]

> 私たちの業務は各地で事情が違います。

そういう部分はあるでしょうね。

ですが、我々は出張して全国どこであろうが仕事ができます。

会則位置付けのない県の調査士会員が、会則位置付けのある県内の仕事をした場合はどうなるのでしょうか？

> 全国一律の法律で決められないことがあるから位置付けは各県の意志によっていますし、

> 各県で要領の内容を変更できるようになっています。

> 各県の実情に合うように変更したものを、各県の総会で決定するわけだから全然問題ではないと思います。

会則で規定できる事項や範囲には、法的に「制限」があるということです。

僕は法律論を述べています。会則位置付けは「違法」だということです。

> 梅雨空さんの意見のなかに「だから技術屋集団」というご意見もありましたが、

> 私はそのような考えではいつまでたっても「手続き屋集団」だと思います。

調査士は「法律職能者」であるべきだと思います。

>ほんとですね。総会で是非ご意見を聞きた

かったです。

> 総会は是非参加しましょう。

> ある意味で総会参加は権利でもあり、義務でもあると思います。

そうですね。反省してます！

[186] Re[169]会則と調測要領と報酬額 投稿者：貧乏調査士 投稿日：2005/07/01(Fri) 11:54 [返信]

いつも見ているだけでしたが、久々に来てびっくり大盛り上がりですね。この題名での議論は、結論出すのは、かなりむずかしいことだと思います。

私も、ここで一言？だけ、言わせて頂きます。我々調査士は、依頼を受けて初めて業務ができるわけで、調査士の意志で業務ができるわけではありません。そう考えると、依頼主（官民双方）主導であり、いかにして依頼主の財産を明確化し、トラブルに巻き込まれない健全な状態にするか（紛争があれば紛争解決）が一番ではないかと思います。また依頼主が、納得できるわかりやすい説明・報告も必要です。つまり依頼主（国民）ありきの調査士であるので、国民からの視点に立った会則と調測要領の位置付も考えるべきではないのでしょうか。自分たち（その業界のみ）の主張だけを押しつける様な考え方をしているのは、業界の未来は大変暗いのではないのでしょうか。

報酬額については、本当に自由ではないのでしょうか。一部格安でやっているという話を、ちらほら聞きますが、調測要領をふまえた調査・作業をやっているならば、そんなに安くできないのが実状ではないのでしょうか。やっていることが同じであれば、報酬額もおおのずと近い線で落ちていくと（多少は仕事上のつながり、知人、場所によっても格差はあります）思います。質を落として、報酬額を安くし、問題を起こす（国民に対して不利益をもたらす）やからは、既に調査士としての資質に欠け、調査士の品位を落としているのですから、厳しい罰則・懲罰が必要とも考えます。一般的な流れを見ても、一時期のような安けりゃOKといった風潮は段々薄れていて、徐々にではありますが本物指向になってきています。

ご指摘のとおり、ルール化するとルール破りの監視はどうするのか？では、ルール化しなければ

はどうやってルール破りとするのか？

実際の運用になると、問題は山積みですが、もっと根元から考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

一般会員さんの”我々だけが勝手に思いこんでいるだけかも”という一言がありましたので、前々から思っていたことを書き込みました。

[187] 調測要領の問題点 投稿者：低山派 投稿日：2005/07/02(Sat) 10:43 [返信]

書き込みが増えて、返信に時間がかかってしまった間に、私の疑問、質問はどこかに行ってしまった感があります。もう一度説明方法を少し変えて投稿します。

新設された筆界特定制度はこうなるのだとの説明はほとんど無いままです。施行されてから皆で検討しながら創り上げていくことになるのでしょうか。

では、その制度はどの様な方向で標準化されていくのでしょうか。それに何年かかるのでしょうか。

今のところ調査士は、どの様な制度になっても現在の調測要領に従った調査方法をしていれば大丈夫との意見も耳にします。

しかし、一方では鑑定やADRの手法も採り入れたレベルの高い調査方法を採用しておかないと、特定申請による調査に太刀打ちできないのではないかと考えも浮かびます。

収集する資料の範囲の違いや資料の持つ精度の良否があり、更に別々の調査士が多少は違った観点から検討するわけですから、それぞれの調査結果が常に同じとはならないでしょう。

もちろん調測要領は必要です。全員が基礎測量から境界標の設置まで確実に行うのは当たり前のことです。そして各々の調査士は自分の出した結果には自信を持って、誰にでも説明できないといけません。

しかし、何度も言いますが、資料調査とその検討だけは皆が同じ結論に至るとは考えにくい。ですから筆界特定制度がどの様に確立されていくのかを見ないことには、調測要領どおりにやっているからといって安心は出来ないと思います。調測要領の第14条「資料の調査」の規定はすごく幅が持たせてあります。逆に幅を持たせないと規定できない、とも考えられます。

私は調測要領は指針として活用すべきと考えます。

最後に一言、国民の大半が求めているのは所有権界の確定であると思います。
筆界特定制度の浮沈はそこをどうするかに懸かるのではないかと考えます。

[188] Re:[187] 調測要領の問題点 投稿者: 梅雨は明けたか 投稿日: 2005/07/04(Mon) 13:04
[返信]

> 新設された筆界特定制度はこうなるのだとの説明はほとんど無いままです。施行されてから皆で検討しながら創り上げていくことになるのでしょうか。

今のところ全くわかりません。

> では、その制度はどのような方向で標準化されていくのでしょうか。それに何年かかるのでしょうか。

すみません。これも全くわかりません。
なんにも見えてきません。

> 最後に一言、国民の大半が求めているのは所有権界の確定であると思います。

国民としてはそのとおりだと思います。
登記制度の本来の目的も「権利の明確化」であることは間違い無いと思います。(筆界の明確化ではないと思います。)
私たちは権利を明確にするために筆界を探求しているのだと思います。

筆界は誰がやっても原則同じところにくるはず
です…?
こなければ調査の方法や解析が間違っている
のでは…?

5. 最後に

県総会議事録、掲示板により、そのメリット、デメリットが明らかにされていると思いますので、こちらがまとめる事はしません。
最後に、この特集号に12人の方に投稿して頂いています。また、各支部から、一人づつ任意に選出して頂き原稿をお願いしていますので、以下掲載させていただきます。



「調査・測量実施要領 の位置付けについて」



業務部長 北山 高之

本テーマについては、昨年、今年と総会に動議として提出されて以来、県会のHPでも議論がましいところでしたが、本要領の位置付けに関しては、ご存じのとおり、「平成7年諮問委員会の設立、平成8年4月中間報告、平成9年4月条件付で位置付けが望ましいとの最終答申、しかし、同年の総会で時期尚早として否決。

平成11年他会の状況等を鑑みて、検討委員会設立、平成12年4月位置づけが望ましいとの最終答申、同年の総会で会則位置付け可決」と長期間に渡る検討審議の結果会則に位置付けされたものです。

我々が行う業務は当然の事ながら公共性の高いものであり、要領の目的にもあるように事務の統一化を図り、業務の適性を期されているわけです、これを満足させるためには、自己研鑽を当然とする強制会とはいえ、技術、知識を一定のレベルに保持するための基準となるものが必要なのは自明の理です。

又、不動産登記法改正、土地家屋調査士法改正等において資格の存続、向上の必要性を当局に説明し、調査士業務をアピールし、他関連業種との差別化等を認めさせる上で、本要領の存在が大きな一翼を担っていた事は間違いありません。

位置付け不要論は「法律で決められた以上に厳しくする必要はない」、「会則違反として、会からの追求、ひいては、国民、他の調査士からの指摘等を恐れている」等が大きな理由だと思っています。

しかし、資格試験に合格した時点に比べ、め

ざましい技術の進歩、社会情勢の変化や規制緩和の流れの中で、高度な業務の質が求められる現在に対応していくためには、法律を補い、最低限の水準を保持し、事務の統一化を図り、顧客に対し説明する上からも位置付けは必要です。会則違反の処分等については、運用は調査士会であり、紛議の調停においても対応は調査士会です。幅をもたせて解釈することにより、担当する役員の中立、公正な判断により適正な対応が出来ると思います。又、現在まで会則に位置付けた事により問題が発生したことは聞いておりません。

以上、これまでの経緯、メリット・デメリットの比較、連合会、他会の状況、等を考慮し、特に報酬額の規定が無くなり自由競争となった現在、会員自身を律し、表題登記の信頼を継続させるため責任ある業務を適切に行い、適切な報酬を得るためにも、更にこれからの我々の資格、業務の存続を図る上からも単なる標準書ではなく、会則に位置付けし遵守させる必要があると考えます。



調測要領の会則 位置づけについて



宮崎支部 白土 和明

「位置づけ」につき、賛成の立場の会員からは、「これからの調査士業務は、この程度の水準で行うの当然」「要領の内容を行っておけば、責任論でも問題ない」とかの声が上がります。

「位置づけ」の賛否を、「要領の基準の業務」を行うかどうかと関連づける声もあります。

これらの声は、ある意味正当性を持つと私も考えますが、「位置づけ」の是非を法的に考える時には、精神論に傾きすぎていると考えます。

「位置づけ」推進の中には、「要領」の業務遂行によって「報酬」の維持をはかる声も散見します。このような見解は、現在の状況にはそぐわないものでしょう。

「現代の要求に見合う水準で業務を行うべき」とは、ごく当たり前の主張です。「位置づけ」の有無にかかわらず、生き残ろうとする会員は、実践して行かざるを得ません。時代の要求に応えられない業務しか行えない会員は、当然に淘汰されていきます。その事を少しでも防ぐために県会執行部が、研修会等を重ねて会員の技量のアップに努めておられる事には敬意を表します。

しかしながら、「行うべき」「行う努力をすべき」ゆえに「行わないものは淘汰される」「それは自己責任である」、ゆえに「法的にも罰則規定が適用されても仕方がない」と、なってしまうのではないかと考えます。

また「責任論」を考える時、「要領」のマニュアルで業務を行っておけば、「専門家としての説明責任」を果たすことに有効であることは、何ら異論はありません。経験した個人的事件を考えても、その重要性は痛切に実感しています。しかしこの事は「位置づけ」に直結はしません。まさに「自己責任」の範疇です。

「位置づけ」は、「法令遵守義務」の対象として「会則」に位置づけるものです。

「罰則」の適用対象です。

この考えは、資格試験の科目に「作業規定」の相当する科目がない以上、「強制会」では特に適用されるべきではありません。

最近、「瓦葺」を「瓦ぶき」に補正指示があったとか、地積測量図の申請者欄で「準則では記名」で「要領では記名・押印」の違いがあるとかの話を目にしました。

「瓦葺」を「瓦ぶき」への補正指示なんかは、常識的には笑い話の類ですが、法務局窓口では「法令遵守」に真面目に取り組んだ結果であり、笑い話ですまされる話ではありません。

マニュアル遵守の行政の硬直化が進む現在、その方向性に潜む危険性（愚かさ？）を過小評価は出来ません。

「行政指導」に愚直に従うのではなく、国民の権利を守る立場（経済的負担軽減も含めて）で、業務を行う調査士を目指すべきと考えます。

「境界特定登記官制度」が「都市の再開発の効率化」を背景に出来た事を考えると、そのような場面や「14条地図完備地区」では今回の法改正の「地図訂正」「地積更正」「全地測量」は有効な部分もあるでしょうが、公図地区では国民の負担が増加するだけです。

「地図」「公共基準点」等の登記インフラの整備が、国民へ経済的負担増を求める前に行われるべきなのです。

会員の業務を「罰則」で規制する前に、法務当局の「インフラ整備を前提とした作業規定」作成を、求めて良いのではないのでしょうか。

規定改革の推進やIT革命により、多くの業界がこれまでの業態を大きく変化させられ、非常に厳しい淘汰が繰り返されてきています。

私も土業各会も、まさに今その渦中にあり、逃れることは出来ません。

規制改革・司法制度改革の流れの中で社会的ニーズは、どれだけの公共性・公平性と必要性を、「土地家屋調査士業務」に求めているのでしょうか。

その対応を考えると、個人レベル及び組織レベルでそれぞれ対応を考えて行く事が求められます。

その組織的対応においては、いかに「歯がゆくても」現在の根拠法レベルで検討せざるを得ません。

根拠法レベルを超えるものは、法改正を求めていくべきで、「会則」改正等での内的対応は、自己満足の充足感で終わるしかありません。

個人レベルでの対応は、一方向のみではありません。それぞれが、これまでの自分の蓄積と社会的ニーズを勘案して、「自己責任」のもとに、対応策を考え選択して行くことになります。

「公嘱協会」が、今後の生き残りの選択肢の検討を、迫られている現状をみると、本会も「強制会」等の現形態が、いつまで続くか予断を許さない状況です。

このような状況下で、「位置づけ」という一方向を強化する会の指導は、状況の流れを速める事はあっても、とどめる事は無いと考えます。

「調査測量実施要領の 位置付けについて」



都城支部 魚矢 隆文

県会ホームページ掲示板で、会員による書き込みが総会以降に多数あります。会員の方々のいかに閲覧されたか実数は不明ではありますが、個々に意見が分かれるのは当然ではありますが、いろいろな視点からの書き込みで、大変参考になります。切実な生の意見ですので、週一回は閲覧しております。今回の原稿依頼では、そのホームページを閲覧してもらえの良い機会と思い、その書き込みから抜粋いたしますので（手抜きと言われそうですが）ホームページを閲覧していただきたく、この様な原稿になりました。

私としましては、「171」及び「168」の梅雨空さんの書き込みに基本的に同じです。法違反かどうかの議論が中心ではございますが、その点というより、法違反の前の考え方については同意見といった感じです。またメリット、デメリットを私個人的には重要視しております。「国民の信頼に応える為には、それなりの報酬がないとやってられない」これが本音です。他人の境界を神経をすり減らしながら、場合によっては勘違いから恨まれたりする事もある。そんな業務に相応する報酬。これが最も大事な事です。営利を主な目的で結構だと思います。

調査測量実施要領はまさに調査士にとっては誠にしっかりした「バイブル」ではありますが、これを会則に位置付けして、万が一これを揚げ足取りに使われたらたまったものではありません。「調査測量実施要領は調査士法の下にある」だからこれをそんな風に悪用される事はない。

こんな意見もありましたが、果たして断言できるか正直なところ個人的には不安です。個人事業主である我々は当然、保身を計ります。それで結構だと思います。前向きに動く事が、結局保身に向かうと言う考え方は正解ではありませんが、書き込みにもありましたが、「ふるい落とし」に繋がるケースもないとは言えません。実際「不勉強な調査士は無視していけばいい」ような書き込みもあったはずですが。

測量の細部については、調測通りに実務を行ってはいません。というか、それでは実務ができない事件も多々あります。しかし今までも現実的には処理してきてます。街区測量についてもしかり、測量精度についてもしかり。ほんと自分で自分の業務を、調測本片手に訴えてやりたい位ですね。

こまかい事を言うなれば、分筆ひとつとっても、毎回の申請ごとに地図訂正をやってもいいかなと思える地域も実際ありますね。（当然そんな事やってたら分筆なんかやれませんが）

なんの脈絡もない文章ですが、最後に「151」の低山派さんの書き込みが、やはり自分の「位置づけ」についての意見です。

あと「調測通りにやってれば皆同じところに境界が来る」という意見ですが、そのところは全く理解できません。調測は同じであっても、運用していく個々の調査士で異なると今でも考えております。また現在のあらゆる地図で、筆界を後生大事にしていく考え方は、測地2,000の適用との絡みも考えて、それこそ発展的かつ合理的な考え方ができないものか、いつも歯がゆく思います。国防にも係わる事ですから、今までの筆界より今からの筆界及び所有権界との統一を確実に実施していけるようなシステムの構築が必要な気がします。以上です。

「調査測量実施要領の 位置付けについて」



延岡支部 佐藤 仁之

まあ大そうなタイトルの投稿の下命を戴いたものと、依頼の日から連日、心の重石となり、今も重く横たわっております。新しい調測要領を完読も理解もせぬままに筆を執るとは、愚者以外の何者でもないことを重々承知の上、今となっては断わりも出来ず、少しだけ書いてみました。愚人のたわごとと思いつつお読み下さい。

開業当初は、見よう見真似の手探り状態であり、試行錯誤を繰り返しつつ、年を経る毎に要領を覚えて来たように思います。

調査士の多くが、個人営業のため、自己研鑽が中心であり、一方組織の中にあって研修を重ねレベル向上に励むのとは、環境が全く違ったものになります。個人個人の力では弱いために、強制会として調査士会の存在価値が大となり、発展も有ると思うのです。

調査士法が制定された昭和25年当時と現在では、世の中が比較も出来ぬ程の様変わり、誰がこの変化を予測したでしょうか。

ところが、表示に関する登記手続きだけでも、不動産の物理的事項を反映させるだけであれば、今も昔も内容的に大差は無いものと思われ、そうであれば、専門職以外でも可能となり、近い将来、調査士業も消滅して行くことは必至であると思われます。

郡部では地籍作業が進み、地目変更・分筆・地図訂正等、職権登記によるものが多く、我々の事件数の減少が見られます。

今後、数値測量の地図管理が主となれば、調査士以外の者による申請が更に増加するものと懸念されます。

登記手続きだけに捕われない広い分野を視野に入れた業務等（例えば不動産管理等）の拡大にも努力し、調査士業の生き残りをかけて、個々

の技術向上に精進する必要があるのではないのでしょうか。

そのためにも、遅れをとることなく調査士会と共に歩調を合わせ、前向きに考えて行く必要があると考えます。

「調測要領の会則位置付け」は確かに厳しいものではありませんが、調査士業の中心の指針であり、自らを律し、責任と誇りを持った士業ならではの実績を残して行く為にも、これに沿えるよう奮闘するしかないか、とため息をついている処です。

調査測量実施要領の 位置付けについて

児湯支部 匿名

調査測量実施要領の会則への位置づけについては、4半世紀にわたって日調連、各単位会で充分討議されてきたところです。本会でも例外ではありません。その結果本会では会則に位置付けされたわけですが、その後、総会で緊急動議が提出され、来年の総会までに現執行部は検討結果を何らかの形で提案しなければならなくなりました。その為の一意見として述べさせて頂きますなら、今更、会則からの本件削除には反対です。仕事をしていく上で指針は絶対必要であり、それが我々にとっては調査測量実施要領であると考えます。本件については、毎回理事会内でも賛否両論で激論が交わされていて、いずれも検討課題とされてきました。拘束される責任問題（会則違反）・技術（低下、向上）等国民の評価等を考えると、今迄に歴代担当者が検討してきた集大成を土台に、時代に適した良い要領に改正する方向で日頃から関心を持つ事が大切であると思います。

少ないのではないのでしょうか。

調査測量実施 要領について

宮崎支部 匿名

1. 今後入会する調査士のほとんどの方にとって、マニュアル本となる事はまちがいないと思っています。

*『調査・測量実施要領』については、土地家屋調査士が業務を行なう上で基本とするもので、会員の業務の統一・画一化を図るため当然必要なものだと思います。ただ、現実には完璧に要領どおりに業務を行なえるかどうか(自分自身)疑問があります。

土地家屋調査士全員が、要領すべてを理解し、業務が行えればすばらしい能力集団になるのではないのでしょうか？

その為には、まず自分自身が成長していかなければなりません…

2. 調査測量要領を会則に位置づける議論に関しては、個々の調査士の業務の統一が目的であり会員を処分するのが目的ではないと思っています。但し、現実としては紛争が発生した場合には、何らかの形で調査測量要領が物差しとなり、会員がそれに従い処分される事になると思います。では実際に紛争になる場合とは、どのようなケースがあるのでしょうか？紛争となる大部分に関しては、地権者に対する対応の仕方であり、受注金額についてとか、地権者への説明（コミュニケーション）不足等ではないのでしょうか。紛争となり、結果最終判断としての物差しとなる可能性はありますが、直接的に要領違反を問われるケースは

* 会則(規則)に位置づけられると、作業のなかで仮に依頼者との間に疑義が生じ、作業の処理が適正であったかどうか問われた場合、業務に精通している会員同士では、この部分はここまでやってれば『まあよいのではないのでしょうか』と判断できても、一般の人から見れば内容的にはなかなか分かりづらく、判断のよりどころとしては『規則』が定めてあれば、それに対して判断されることになると思います。それはそれでよいかもしれませんが、会員の中で、その判断を下す人、下される人のことを考えると複雑です。

* 調査測量要領を会則に位置づけることにより、調査士の質の向上を図ることを願います。

3. 会則はあくまで内部規定であり、会としての懲罰に関するものであり、現在でも、法務局から指導され調査士会に意義を申立に来られ、紛議委員会において処理を行っている案件があると思います。この部門（処罰が目的ではありません。）を充実したものにし、国民の方々から意見を汲み上げ、それを真摯に受け止め、改善、研鑽する姿勢を国民に理解して頂き。自分自身を律する会であれば、誰からも信頼される会になるのだと思います。

*『要領』を会則に位置づけることはすばらしいことだと思う反面、位置づけしなくても『要領』の目的を達せられないものかと思っています。

* 会則に位置づけするか否かで、問題解決につながらない様な気がします。

4. 境界特定制度等などが始まれば、紛争の敷居が低くなり紛争の数が増えてくる、当然の事ではありますが、紛争の数が増えると紛争の場に引きずり込まれる可能性は高くなると考えられる。紛争の敷居が低いと必ず向き合う事が必要となる。そうなると、紛争と旨く付き合うことも必要となります。誤りがあれば当然の事ながら責任を負う事も仕事の内ですが、必要以上の責任を負う必要はまったくないと思います。

であれば、調査士の業務において不法行為である判断は今までどの様になされてきたのでしょうか？会則に位置づけている会、そうでない会があった場合に、調査士の不法行為の判断が地区により異なることがあるのでしょうか。そもそも、要領違反が不法行為と判断されるのでしょうか。少なくとも民事に関する部分においては、県会の会則の位置づけにより左右される事はないのではないかと考えております。

5. 土地家屋調査士に依頼する事が多い人であれば、調査士によって仕事のやり方違うし、考え方も違うという事を思う人もいるでしょうが、大半の依頼主はそれ程まで考える事はないのではないかと、つまり市町村の担当者や法務局の職員などの方が調査士の業務違いを実感しているのではないのでしょうか。そんな所は、土地家屋調査士に関して区別をしているのではないのでしょうか。自分が病気になれば、少しでも腕の良い医者に懸かりたいと思いますよね。当然調査士業務においても同じ事が言えると思いますし、今後は特に紛争事件や未解決事件等、難易度の高い事件が増えると思われますので腕の良い土地家屋調査士が必要とされるのではないかと思います。

医者でも、弁護士でも、建築士でも、どの世界でも、法律の下にいろんな個性があり、個性が必要であったりするわけで、個性をなくす必要はないと思うわけです。但し間違いを犯せばこれは法律の下に裁かれ、当然に所属会から懲罰を受ける場合もあると思います。それについては調査士も同じでしょう。今までは、法律で裁かれたものや、法務局から処分をされたものに関して、後追いで会として懲罰を与えるケースが殆どであったのではないかと思います。今後は法律で処罰を受けなくても、要領違反により会から懲罰を受けるケースが出てくるのだと思います。にもかかわらず要領の会則への位置付けを行ったのか？自分なりに考えますと、測量機材及びコンピュータソフト等の発達に伴い業務の方法が大きく変化してきたことから、今までの登記処理の手法には限界があり、後日問題となる可能性が高いことが解ってきた事につきます。各年代で測量手段及び登記手法は異なり、各年代に応じた責任があると思います。近年においては既に県会の研修や境界鑑定講座で思い当たる事例が説明されビックリすることがありました。既に問題提起はなされていると思いますので各自研鑽する義務があり、それに対する責任もあると思います。今後、境界特定制度やADRが始まれば、自分の処理した事案でお呼びが係るかもしれません。誰でも将来問題が起きる仕事はしたくないと思いますし、判っていればなおのことです。少しでも将来の問題に対するリスクを減らすことができる手段が解っているのであれば、その手法を取り入れることが、調査士としての義務であり、生き残りの手段の様な気がします。

「調査測量実施要領の 位置づけについて」



都城支部 児玉 防人

表題のテーマで原稿を依頼された。最近調査測量、とりわけ土地測量とは縁遠い私などがこのようなテーマを与えられても机上の空論にしかならないのではと固辞したが、単に職歴の長さのみで依頼しただけだからと変な説得を受け、やむを得ず引き受けた。

が、書こうとするとやっぱり断るべきだったとの後悔でいっぱいである。というのは、「位置づけ」という概念がよく理解できていないからである。これに輪をかけ、私の頭を混乱させたのが、最近の県会HPの「掲示板」（世界中に公開されている）上でなされた以下の「議論」の内容である。（児玉の責任で要約）

- 1 発端 不登法規則74条2項の「土地所在図、地籍測量図…」には、作成の年月日を記録し、申請人が記名するとともに、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。」の解釈として、申請人の押印は必要ないと考えるが、ある登記所で押印が必要と言われたが皆さんはどうお考えですか
（因みに、旧細則42条の4第4項によると「申請人及び作成者署名又は記名押印すべし」とあります。）
- 2 私は必要ないと思いますが、法務局は理由はなんていっているんですか？
- 3 理由の説明はありません。みんな押印してるからって…
申請人は記名だけでいいという解釈間違っていますか？ご教授願います。
- 4 ここで県会の「○●部」の名前で、桐の御

紋の印籠か？

「調査測量実施要領」の第12章図面の作製第9条…作製要領は、別紙21（別151P）によるものとする。

【別紙21】

1～7 省略

8. 作製者欄には、事務所の所在及び職・氏名を記載し、職印を押す

9. 申請人欄には、申請人の氏名を記載、押印する。…

5 この○●部の回答は本当に県会の見解なんでしょうか？

不登法の規定との関連についてのご指導ですか？

その点をはっきりしてもらいたい。

6 「○●部」

県会の見解として記載したわけではありません。

記載ある箇所をご紹介します。

業務担当の部分でもありますので…

私個人は押印にて提出しています。

結局、「位置づけ」とは、どのようなことなんでしょうかね。わからん、わからん

追伸 上記原稿の原料提供者に心から感謝します。皆さんも大いに県会のHPをのぞき見しましょう。



調査・測量実施要領の 位置づけについて



日南支部長 落丸 正博

調測要領の位置付けについて、支部会員に確認したところ、「熟読・把握していないので分からない」が約半数以上で、残りの会員が「賛成」と「どちらかといえば反対」との事であった。

個人的には、基本的には賛成だが、処分等が考えられるのであれば、もう少し和らげた表現にならないかと思っている。

以上。

調査要領について

日向支部 匿名

私は、恥ずかしながら「調査測量実施要領」についてこれまであまり真剣に考えた事はありませんでした。個人的には、実務の教科書的なものが殆ど無い中、実務の手順書のような形で使用させて頂いてます。

しかし、めまぐるしく変化する今日の社会情勢です。我々土地家屋調査士の位置付けを明確にする意味でも、会則に位置付けた方が良いのではないのでしょうか。



「調測要領の位置づけ について」 ホンネとタテマエ

小林支部 匿名

昨今の行革、それにともなう社会情勢の変化、連合会をはじめ大方の調査士もその流れの中で、賛成論が支持されていると周知している。

もっとも、土地家屋調査士という資格（職業）が調査士本人の自覚のみならず、社会に充分理解され、認められ、確立されていることが前提での話である。

よって、同上が同レベルの範囲内で、規律を遵守していくことが大事と思われるので、その面から考えると、当然、位置付けすべきと判断する。

ただ一方、地方差があるのかも知れないが、現実には、世間（国民）に調査士という職業を認識して貰えてない、おそらく大勢の人が、この職業と業務内容には疎く、（知る者ぞ知る）知られざる業界かもしれないと思っているのは私だけだろうか。

このような状況の中で、我々だけの要領に忠実な手順、作業を相手は素直に理解し受け入れてくれるのだろうか。これに対する、経費負担が大きくなることや、細々と、うるさがられることで敬遠されそうな気がしてならない。

前記の賛成論の前提が崩れた場合、自己責任という会則違反という罰則や業者同士の中傷も考えると不安でもある。そうなると単純に賛成し難い。

であるから、内容的には測量業の作業規定に合わせることなく、調査士の業務範囲内、もう少し作業手順が緩和された独自の作業基準に改め、それを、調査士のマニュアルと位置付けることではダメなのかなー。

調査要領と会則



宮崎支部 児玉 勝平

第1 私の業務姿勢

(1) 陳述書を

今年は、陳述書を2件書く羽目になってしまった。当然、民事事件の裁判官へ提出するためである。

一つは、親族間で財産紛争が起き、私が4年前に処理した事件に関する手続の取消訴訟だが、当時、認知症であったとして、判断能力と意思決定能力が問われ、私が証人となったわけである。

もう一つは、宮崎市道の境界査定についての住民訴訟である。12年前に、私が市道査定に携わり、9m道路幅で決定したのだが、2年前に市が査定を誤り、その9m幅確保出来なくなった。

そのため、私への依頼者が市道幅の確保のため、宮崎市長を相手にしている。(本来なら、逆になるはずで、何かおかしい。)

市の主張は次の通りである。査定調書記載の道路幅は根拠がない。道路幅は全て現況で決めている。

これには呆れ返ってしまった。これまでの査定結果(査定調書記載事項)を全て否定しまい、道路内に構築物や建物がある場合は、そこまでが道路であると、審理で係長が明言したのである。

最初の陳述書は8ページ、道路査定の陳述書は、資料も含めて72ページになってしまった。

裁判官、弁護士は少し驚いたようである。

と言うのも陳述書に、当時の状況を詳しく記述していたため、反対尋問、裁判官尋問で、記憶が薄れていない事へ質問がなされたからだ。

陳述書や鑑定書を書くのは、必死である。住民訴訟の方は作成には1ヶ月を要し、ほぼ徹夜が6日間続いた。もう一方も3週間ほど費やしている。

こんなに掛かり合ってしまうのは、業務に落ち度なく、精査、熟慮の上、誰しもが納得できる成果であった事を立証したいからだ。

まあ、私の業務に口を挟むなど、服従を求

めているのかもしれない。

(2) 記憶の素は

長文の陳述が可能なのは、業務の記録を残していたからだ。

何時、何処に行き、誰と話したのか、その内容や考えた事を残している。先の意思能力の場合、私が残していた業務記録ビデオを見て、誰しも認知症の疑念が霧消したようだ。

(3) 記録の産物

意思決定能力を疑われた訴訟に依頼者は勝訴し、私は感謝されている。住民訴訟の方も、陳述書を提出するまでは、役所側の主張に裁判官は傾いており、依頼者は敗訴を心配していたようだ。しかし、提出後の審理模様から依頼者は、勝訴の可能性を感じたようで、感謝の言葉を頂いた。

やはり気持ちがいいものだ。真実を語れ、それが役に立つという事は。

記録を残し始めたのは、単純に自分を守るためである。

記録を続けてゆくうちに、段々と自らの業務に慎重になり、その是非と先の事を考えるようになってしまった。

そうして行く内に何時しか、記録が事実の証明に役に立つと考え始め、記録の継続により、証明力が飛躍的に伸びると思っている。

もし、私一人だけでなく、全員が、規則に従った系統的記録を提示できるなら、社会は、その記録を公証的な要素として利用するのはないか。

(4) 独占規定不要論者

一般的に、私たちは訴訟に関わるのを避けようとし、証人、陳述書などの依頼があった場合、断っているのではと思っているが、逆に私は積極的に関わっている。

事実を証明するのも、業務であるとの立場を取っているからだ。

だから私は、単なる資料の保存だけでなく、筆界推定までの考察や理由、試行錯誤及び関係者の陳述した言葉を意識して残している。

一方、手続業にはあまり関心を持たなくなっている。

もともと私は、独占規定不要論者である。

開業して間もない頃、手続き程度の業務に独占資格を必要とするのかと考え始めた。特に、昨今の技術の発達で測量に関し、特別と

誇れる知識は必要なくなっており、情報技術能力の方を要求される時代である。

本音は、早く独占を外すべきだと考えている。

逆に、国民から依頼されるだけの「実力」を持っていれば、やってい行けると思っている。思い上がりかもしれないが。

資格者として20数年、独占規定に守られながら来たが、残り時間は少ない。余裕ある内に変わらねば。

第2 資格業の流れ

(1) 調査士の質的变化

この2、3年の間に境界問題ADR、筆界特定制度が始まり、調査士も隣接法律専門職として位置づけられ、行政事務の補完だけから、法の担い手の側面も生まれてきた。

こうした動きは、土地家屋調査士の質を社会的に発展させてゆく。当然、社会的評価の変化も予想される。

しかし、隣接法律専門職として位置づけられたからと言って、自動的にそうした評価が広がって行くとは思っていない。

期待されるだけの働きをし、同時にその能力を備え、担保できるなら、質的發展を加速できるだろう。出来なければ、行政事務の補完に戻るだろう。

この数年で、結論を出さなければならない。

境界に関する法の大枠は変わっていないのだから。

つまり、実績を残し、能力担保を積み上げ、学問として研究されなければならないと考える。

(2) 能力を担保するには

学究とする大それた能力担保は、私には出来ない。取り組んでみたい気はあるが、時間がない。仕事が追われ暇がないし、社会も、のんびりと待ってはくれない。

実践の中で取り組むしかないが、横着にも、何とかなるだろうと踏んでいる。

しかし、決められた目標が無いと取り組まないのも人情である。それで、目標となるものを常に掲げていなければ、走らないし、走れない。

それを調測要領にしては、どうだろうか。いけないのか。

(3) 責任を問われる誇り

私は責任を取る事を売り物にしている。

資格は信頼されなければ必要ない。だから最大の担保は、責任を問われる事と思っている。

資格者として生き続けるためには、絶えず責任を多く背負い続けて生きる事に他ならない。

国民へ担保（立証責任、処罰）を差し出せ得ない資格に、未来は無いと考える。

第3 調測要領の波風

(1) 力の源泉

私の資格を強化発展させることには賛成である。そのためには、調測要領を会則に位置付け続けなければと考えている。質的变化を醸成し、支える力の源の一つと捉えている。

調測要領を整備したからこそ、隣接法律専門職として位置づけられたと思っているし、その先も臆げだが見えてくるような気がする。

それに、事が成就したからと、勝手に外す事のか。それこそ、品位を問われるだろう。私には出来ない。

(2) 思 惑

問題は、「今のままでいたい」調査士と「次を目指す」調査士の存在だろう。

私流の例えでは、次のようになる。

土地建物精査認証調査士

経済取引で唯一無二の調査人となり、事実上の公証的証明と責任を提供する。

土地家屋登記手続調査士

申請者に代わって登記事項の調査、代書申請し、必要以上の責任持たない。

余談だが、私が報告書（精査認証書）を依頼人へ渡しているのは、新しい調査士像、精査認証調査士を創りたいためである。

実情は、今のままの手続業だけで満足している会員が多いと思っているし、調測要領なんて無ければと言うのが本音とだろう。ただ、若い会員には、不幸だと先を考えてしまう。

これまでの私の取り組みと思惑では、調測要領を会則から外すのは大変困る。反対である。

しかし、外したい会員の気持ちもよくわかる。

(3) Webでの議論

調測要領について県会Web上で議論で、いろいろと考えさせられた。主な会則位置付

け反対論を次のように受け取っている。

ア 調査士試験に合格して、登録すれば仕事ができるのだから、不動産登記法、調査士法が要求する以上の能力と資質は、個人の研鑽に任されている。だから、調測要領の会則位置付け（強制）は、不当である。

イ 調測要領を義務化するなら、実務研修して開業させるべき。

ウ 会則化しなければならないほど、調査士は信頼できないなのか。

成る程、そうした見方もあるなと感心した。特に、実務研修の義務化は、尤もと私も思う。その他の点については、少しばかり異論を挿ませてもらいたい。

まず、会則化は一概に、不当と思っていない。なぜか、次の通り考える。

ア 会則化後の会員

試験に合格し、登録すれば業務ができる、その点には異論は無い。

しかし、登録「する」か、「しない」かは、個人の判断である。つまり、登録をする前に、調査士法の目的や義務、各条文を前もって理解しているはずである。

だから、第24条の会則遵守の規定も知り得、納得して登録するのである。少なくとも形式的には。

その単位会の会則がどのような規定となっているのか、会則を取り寄せて読めばいい。

その県会会則は県会Webで情報公開されている。第92条には、県会の制定する要領等に準拠して業務を行う旨が記載されている。

であれば、登録しようとする者は、前もって調測要領を読み、自らに不都合は無いのか、会則が守れるか、判断できるはずだ。

もし、事前に読んでいなければ、その責任は登録者にある。

だから、会則位置付け後の入会会員へは、一応、不当でないと言える面もある。

イ 会則化前の会員

それ以前からの会員には不当である。但し、会則遵守規定は存在してたか

ら、可能性は予見出来たと考える視点もある。

まあ、懲戒規定に調測要領は除くと明文化されていたらと思う。その点を怠ってきた責任は、誰にあるのか。

ウ 会則（懲戒処分）化の是非

強制入会制度の下では、会則化で、何でも懲戒処分できる事になってしまう。そうすると会則化してはならない規定もあるはずで、調測要領がそれに該当するのか検討が必要である。

a 調測要領の内容

事務負担は大きく増えるだろうが、規定内容が業務の障害になるとは思えない。

b 懲戒範囲の拡大

いつまでも楽な方が良いに決まっている。広げたくないのは当然だ。

しかし、規定通りやれば、何も問題なく、言い訳が簡単に出来るのではとも思う。

c 国民への影響

一般的に、不動産登記法、調査士法が要求する調査士の能力、義務は、ある時代の社会水準で固定化され、誰しもが納得できる規定で明文化されている。最低水準と言えるのではないだろうか。

しかし、社会は絶えず進展し、ある時点の固定された最低水準では対応しきれない事も事実である。その差を埋めるべく通達や指導、運用にて対処している。

その後、法と社会水準の乖離が甚だしくなるなら、法を改訂して、通達や指導、運用の内容を条として明文化しなければならない。

法に明文の無い調測要領規定で懲戒処分とするのは、基本的権利を侵す事になるとも考える。

であるなら、調測要領を条として明文化する事は社会的に意義ある事と思う。

なんと言っても、国民には調査士業務内容が明確で、処罰を規定があると安心なはずだが。信頼が増すと思う。

エ 法の要求能力と資質

虚偽調査測量と研修規定のことだが、

それが守られているのか、資質があるのかを、我々はどのように説明、証明できるのか。

その証明に、調測要領事項を利用すれば可能と考えるが。それも系統的に記録して。

「能力」水準の具現化を調測要領と考えてはどうだろう。

会員各々の能力水準を、法の示す要求能力と看做す事は出来ない。一人一人水準は相違しているのだから。

やはり、一定の水準を明確にする必要がある。

資格試験は、法の要求能力の一部が出題されただけで、全ての能力が試されたのではない。

ゆえに、公的に全面的に試されていない自己の能力水準から、法の要求能力水準を全て類推し、「以上」とか「以下」とか決めつけてしまてはならないと思う。

オ 諮問委員会の報告

'97年の諮問員会答申で、是非は語られている。再度、確認していただきたい。

カ 担当官庁の姿勢

会則化に違法性があるのなら、監督官庁から指摘されているはずだが。だが、聞いた事はない。

という事は、違法性の認識は無いようである。

キ 会則でなく法の義務規定に

結局、調測要領自体には問題ないと考える。

要は、位置付け前からの会員の立場や姿勢ではないだろうか。慣れない事は感情になりやすい。

会則でなく、調査士法の義務規定に明文化すれば、分かりやすかったかもしれない。

しかし、調測要領規定を明文化するには、全会員が一致できないだろうし。

調査要領を監督官庁が作成しなければならない。大変である。

技術変化も早い昨今、柔軟に改変が可能な会則規定の方が適していると思う。今の形が、最善かもしれない。

ク 個人の研鑽

個人の責任だけに頼る事はできない

と考える。

のんびりしたい人もいるし、先を目指し急いでいる人もいる。

制度の変化にも対応しなければならない。

そうすると政策的な誘導は有益ではないだろうか。

ケ 調査士への信頼

「信頼できないのか」との問い掛けは、いつの間にか相手に、信頼「する」「しない」の二者択一を強いてしまっているのでは。

少しばかり資格者の奢りが臭ってる気がする。

資格者は、いつでも謙虚に論理的に説明しなければならない。そのためにも調測要領が必要と思うのだが。

第4 第一、第二調査士会

賛成多数でなく、全員一致で決まれば問題は起きなかったと思う。

本来、民主主義は全員一致なのだが、全員一致になるまで待っていたら、どうしようもない。それも事実だ。この時代では仕方ない。

しかし、一方が他方に押し付けた事には変わらない。やりたくもない事を強いられるから辛いものがある。

会則位置付けしないで、これまで通りやってゆきたい会員もいる。手続代書業務のままでありたい会員だ。

位置付けて、懲戒処分という担保を差し出し、社会的責任と新たに筆界特定、精査認証業務を目指す会員がいる。

一緒にやるには目指すものが違うので一定困難があると思う。

そこで、それぞれ別の会として独立してはと考えている。

大都市では、弁護士会も第一、第二と分かれているようだし、調査士会でも第一、第二と実現できないだろうか。

ついでに、名前も不動産表示登記手続代理士会と不動産精査認証士会と自由に付けられると有り難い。

無理だろうな。

調査要領に思う

宮崎支部 匿名

昔から耳障りのいい言葉でいいものに出会ったことがないように思う。

「ゆとり教育」などはそのいい例だと思う。子供たちが忙しすぎてかわいそうだ。ゆとりを持たせ「開かれた学校」にし、「地域との連携」をとり「総合的な学習」をとらせる。という趣旨で始めたことである。一つ一つのことは全くその通りで、反論のしようがない。もっともである。始めた頃には気恥ずかしさを感じながらも支持した。しかしその結果はどうであったろうか。子供たちの学力の低下を招き、子供らしさがなくなり、日本の未来が暗くなっているような気がする。

又、「グローバルスタンダード」なども良くなかった例かも知れない。これも言葉としては全く反論の余地がないほど理解はできる。いくら反論をしても受け入れざるを得ないほど、社会的には必要なものであると言われた。しかし結果としては、日本らしい文化や考えかたがなくなり、差別化が広がったように思える。資本主義の当然の帰結である、富と貧がはっきりと区別された。

もう一つ私が嫌いな言葉は、「社会貢献」である。いや、これは嫌な言葉ではない。これは進んですべきことであり、これこそは人間として当然なもので「当たり前」のことである。私が嫌なのは「社会貢献」が調査要領に入っていることである。

調査要領は職業人としての決まりを定めたものである。資格者としてこれだけはやりとげますと、皆で決めて決意を示したものであり、調査要領の位置付けが一般社会に向かって大きな意味をなしていることは否定しようがない。この点においては大いに支持し評価をする。位置付けはなくてはならないものである。

しかし、調査士業を職業として考えるとき、そもそも人間が仕事をする以上は、また、仕事として成り立つ以上は、どのような仕事であれ、社会的な要請があり、その仕事が社会に役立っているということである。つまり、人間は働くことによって、どんな仕事をしていても社会貢献をしているということではないだろうか。そ

れなのに、あえて「社会貢献」をしようということが何の意味なのか私にはどうしても理解しがたい。

私は偏屈者であろうか。「ボランティア」という言葉も好きではない。そこに何か偽善的なものを感じ、脅迫めいた圧迫感を感じるのだ。その行為自体は全く立派なことであり、素晴らしいことであるが、言葉が嫌いなのである。アメリカ生まれのこの言葉は日本人にとっては何か悪い宗教みtainな響きがある。これはいいことですよ。みんなやるんですよ。さあ、お前はやらないのか。どうするんだ。と、迫られている感じがする。「社会貢献」も言葉に出した瞬間から同じような意味でいやになる。偽善者めいてくる。

私達は、このような規定を入れなければ社会貢献が出来ない職種だと思われるのか、それともこの規定がなければそれができない程度の集団だと思っているのか。どちらにしても調査士業を卑下しすぎであまりにも自虐的である。また、「社会貢献」は社会をここのほか上の立場から見ているような気がする

ボランティアが他人から言われてやるものではないのと同じように、社会貢献も自分の意志で自発的にやるものだと思う。

調査士が行政的な仕事で公平感を持つべき資格であることは間違いないが、あまり肩肘はらず、自然体でよいのではないだろうか。

この規定だけはいただけない。



宮崎県土地家屋調査士会HPの紹介

URL: <http://www.mnet.ne.jp/~mz-chou/>

県会は、今後ともホームページで皆様へのご連絡や、県会の動き、様々な情報を素早く、正確に伝えてゆきたいと思えます。

そこで、改めて県会ホームページのご紹介をします。

トップページ以下の内容は次のようになります。

★★★★ トップページ ★★★★★

平成17年9月15日現在


宮崎県土地家屋調査士会

index

- ① 土地家屋調査士会
- ② 領・領簿
- ③ 領・領簿
- ④ 情報公開
- ⑤ 広報のコーナー
- ⑥ 会員の広場 (会員専用) NEW 当 目次
- ⑦ 掲示板
- ⑧ 領・領簿
- ⑨ 政治連盟
- ⑩ リンク集
- ⑪ The50周年

※IDとパスワードを入力してご覧ください。

このHPに対するご意見・ご感想は

まで。



宮崎県土地家屋調査士会館

※【お知らせ】
【1】補助者希望の方の情報は、29歳(男・独身) 鎌町在住 測量専門学校卒。
詳細は事務局に問い合わせください。

あなたは **ID** **1111**

人目の訪問者です。

更新情報

「会員の広場(何でも資料館)」に『平成17年度第2回研修会のお知らせ』追加

9月15日

「広報のコーナー」に『会報(臨時号)の原稿募集』追加

9月11日

「会員の広場(何でも資料館)」に『司法制度改革のリーフレット』追加

9月11日

補助者希望の方が居られます。左下の青文字をご覧ください。

7月14日

「会員の広場(何でも資料館)」に『法務局からのお知らせ(小林出張所コンピュータ化)』追加

7月11日

全米シェア第3位!



全国展開
スポーツ情報
& 買取



e ちゃんゴルフで

HANKOYA.COM
HANKOYA.COM

作業服

NEW 当 今日は何の日?		
毎週更新します。話のネタにどうぞ。		
9月12日(月)		科学技術庁(文部科学省)と文部省(文部科学省)宇宙科学研究所が1992(平成4)年に制定しました。日付は一般公募で決められましたが、この日は1992(平成4)年に毛利衛がアメリカのスペースシャトル・エンデバーで、宇宙に飛び立った日です。
宇宙の日		
9月13日(火)		1965(昭和40)年、9月13日から20日までワシントンで開催された「法による世界平和と第2回世界会議」で、国際間に法の支配を徹底させることで世界平和を確立させようと言明されたことを記念しています。この日は別に、日本では1960(昭和35)年から10月1日を「法の日」と定めています。
世界の法の日		
9月14日(火)		赤い秋桜(コスモス)の花言葉は「愛情」です。このことから、プレゼントにコスモスを添えて交換し、お互いの愛を確認しあう日といわれています。また、この日は「メンズバレンタインデー」(日本ボディファッション協会制定)で、男性から女性に下着を贈って愛を告白する日でもあります。
コスモスの日		
9月15日(木)		1966(昭和41)年に制定された国民の祝日です。「多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」日です。593年のこの日、豊徳太子が四天王寺に身寄りのない病人や老人を救うための施設として慈田院を設立したとの説があります。
敬老の日		
9月16日(金)		1948(昭和23)年、配給制だったマッチの自由販売が認められました。日本のマッチは、フランスに留学していた清水誠が1875(明治8)年に東京で黄燐マッチを製造したことが始まりです。また、安全マッチ(マッチ箱の摩擦面に擦らないで発火しないマッチ)は、1879(明治12)年から製造し、翌年からは輸出するまでになっていました。
マッチの日		
9月17日(土)		1964(昭和39)年のこの日、日本初の旅客用モノレールが浜松町〜羽田空港間で開業しました。これを記念して、東京モノレールが記念日に制定しました。モノレールの開業は、東京オリンピック準備の一環だったそうです。当時は片道15分で250円でした。
モノレール開業記念日		
9月18日(日)		8を横にして下に1を書くといくつも大根の芽を想起させることから、日本かいわれ協会が1986(昭和61)年9月の会合で制定しました。無農薬の健康野菜であるかいわれ大根にもっと親しんでもらうことを目的にしています。
かいわれ大根の日		

前ページ内の①～⑪の数字は、サイトマップ内の①～⑪に対応しています。

☆☆☆☆ サイトマップ ☆☆☆☆

トップページ

①土地家屋調査士とは？	土地家屋調査士とは何か？ 土地家屋調査士の主な業務を紹介しています。										
②会員・役員名簿	会員名簿（支部毎）、役員名簿を記載しています。										
③宮崎県内法務局一覧	県内の法務局、支局、出張所を掲載しています。										
④情報公開	会則、総会資料を公開しています。										
⑤広報のコーナー	会報「みやざき」、会報に関する記事を掲載しています。										
⑥会員の広場	【会員専用】です。「会員の広場」を左クリック後に、 『ID:miyazaki』『PW:kenkaihp』（いずれも半角小文字） を入力してください。 <table> <tr> <td>県会の動き</td> <td>県会で行われた総会、研修会等を掲載しています。</td> </tr> <tr> <td>勝手にリンク</td> <td>法律、税務等の業務に有用なサイトをリンクしています。</td> </tr> <tr> <td>何でもデータベース</td> <td>業務上の質問事項を収集。法務局の質疑応答集などもあります。</td> </tr> <tr> <td>何でも資料館</td> <td>研修会、鑑定委員会講座等の資料が、いつでもダウンロードできます。</td> </tr> <tr> <td>A 4 横書き申請書・職印証明書のダウンロード</td> <td>申請書A 4 横書き化に伴い、申請書（一太郎、Word版）、職印証明書関係のひな型を公開しています。</td> </tr> </table>	県会の動き	県会で行われた総会、研修会等を掲載しています。	勝手にリンク	法律、税務等の業務に有用なサイトをリンクしています。	何でもデータベース	業務上の質問事項を収集。法務局の質疑応答集などもあります。	何でも資料館	研修会、鑑定委員会講座等の資料が、いつでもダウンロードできます。	A 4 横書き申請書・職印証明書のダウンロード	申請書A 4 横書き化に伴い、申請書（一太郎、Word版）、職印証明書関係のひな型を公開しています。
県会の動き	県会で行われた総会、研修会等を掲載しています。										
勝手にリンク	法律、税務等の業務に有用なサイトをリンクしています。										
何でもデータベース	業務上の質問事項を収集。法務局の質疑応答集などもあります。										
何でも資料館	研修会、鑑定委員会講座等の資料が、いつでもダウンロードできます。										
A 4 横書き申請書・職印証明書のダウンロード	申請書A 4 横書き化に伴い、申請書（一太郎、Word版）、職印証明書関係のひな型を公開しています。										
⑦掲示板	誰でも自由に入れ、自由に書き込める掲示板です。										
⑧調査士会館案内図	調査士会館の地図、連絡先を掲載しています。										
⑨政治連盟	宮崎県土地家屋調査士政治連盟の、趣旨書、役員名簿を掲載しています。										
⑩リンク集	調査士関係、政府関係、測量関係のHPへリンクしています。										
⑪The50周年	50周年記念誌作成を記念し、関連記事を掲載しています。										

※ ⑥のIDとパスワードについては外部にもれないようにご注意下さい。

トップページの右側に企業のコマーシャルがありますが、これは「クリックするだけで報酬が発生するもの」と「このコマーシャルを経由し商品を購入すると、一定の割合でキャッシュバックされるもの」があります。この報酬や、キャッシュバックされた金額は、会の会計に繰り入れられます。

皆様、HPを閲覧する度にワンクリック、該当商品を購入する際は、バナーを経由して購入していただくよう、お願いいたします。

ホームページについて皆様のご意見をお願いします。

①トップページ及び内容について

このホームページは何度かのリニューアルを経て現在の形式になっていますが、これがベストとは思っていません。「この点をこういう風に変えろ。」という意見があれば積極的に取り入れたいと思います。

②掲示板について

「掲示板」については皆様の意見を広く求めています。

現在「掲示板」は、上記のとおり『誰でも自由に入れ、自由に書き込める掲示板』となっています。そのため、本会の会員以外の土地家屋調査士からの有用な書き込みがあったり、全く関係無い人物からの不用な害のある書き込みがあったりし、良かったり、悪かったりという状況です。

そこでこの件に関し、皆様からの意見を広く求めます。皆様からの意見をよく検討し、これからの「掲示板」のあり方を決めたいと思います。ご意見の投稿先は、

1. トップページ左下のヤギをクリックし、メールをお送りいただくか、
2. 掲示板に書き込んでください。

よろしくお願いいたします。

尚、本会の掲示板に関しては、「誰でも入れる掲示板は宮崎会だけだ」と連合会の掲示板で取り上げられたことがあります。(以下)その意見を紹介します。

掲示板って 投稿者：○△□（鹿児島）投稿日：2005/07/20.(Wed)21:22 No.760 [返信](#)
うちの会の掲示板に↓の書き込みをしました。4月22日私が書き込みしてから1件も書き込み有りません。いろいろな事情もあると思いますが連合会を含め全国の調査士会の掲示板が一般に開かれる事を願っています。

殆ど書き込み無し、寂しいですね。管理人の方も見て無いんでしょうか？掲示板がパスワードを知らないと見られない事自体がおかしいと思います。
匿名でも書き込みしてもパスワードで誰か特定できるから敬遠している人もいるでしょうし、これじゃ会員の本音は聞けないですよ。
全国の掲示板でパスワードが無くて見れるのは宮崎県会だけです、だから賑わってますよ。私も何回か書き込みしました、別に一般の人に見られても困る事はないと思いますが、見るのは会員だけでしょうけど。

Re: 掲示板って ×○○△（岡山）-2005/07/21(Thu)18:16 No.761
○△さん、今日は。

貴方と同じように、掲示板に何も書き込まれていないのは、少し寂しい気がします。
でも、4月後半からお盆ぐらいまで普通、調査士は通常かき入れ時で又、夏休みで家庭サービスもありますね。暑い短い夜を過ごすには1年で最も辛い時期にあたる筈です。

張り詰めた糸は切れやすいのと同じで、少しのんびりして書きたいなと思えるまで待ちませんか？
この掲示板はこれまでいろんな経過がありました。決して寂れる掲示板ではありません。

それと自分の意見がはっきりと言えることが、特定制度を迎え、これからの調査士にとって最も必要とすることではないでしょうか。その上でどんどん書き込むようになったらいいなと考えています。

それまで、真夏の夜の夢を楽しみ英気を養うのも如何と思います。確か武蔵が言ってたかと思いますが？？？

Re: 掲示板って ○△□（鹿児島）-2005/07/21(Thu)20:08 No.762
×○○さんお返事有難うございます。

宮崎会のHPに管理者の方よりメールを頂きました。誰でも見れるようにするとアラシやアダルトサイトの書き込みの削除等、毎日ご苦労が多いとの事です。そういう方々の陰の苦労を考えるとすぐに開放してとは言えないのかも知れません。でも宮崎会には頑張っで欲しいです。
後で、このスレは削除させていただきます。すいません。

会 務 報 告

第 3 回常任理事会議事録

1. 日 時 平成17年 9 月 9 日 (金)
13:30~17:00
2. 場 所 調査士会館
3. 出席者 松浦会長、荻原副会長、
鎌田副会長、松崎理事、富田理事、
谷口理事、北山理事

4. 議事録署名者 富田理事、谷口理事

5. 会長挨拶

松浦会長は「ご多忙の中お集まり頂いてありがとうございます」と挨拶し議長となり直ちに議事に入った。

6. 議 事

- (1) 九B担当者会同への提出意見について
総務部松崎部長は、提案する議題として
 - ① 自家共済制度について各県はどのような対応をしているか
 - ② ADRセンターの立ち上げについて
 - ③ 個人情報保護法案と情報公開との絡みを議題にしたい。

関連で職務上写し請求書を郵送する場合、書留かその他安全な方法で送る。

業務部北山部長は、オンライン認証局について調査士が代理する個人は、住基ネットに加入していないとできないのか又、もっていないと電子申請ができないのでは。どの位の人が住基カードを持っているのか。宮崎は11月に加入しても対応は困難である。

ADRの中で、日調連では調停員の資格者を、会員の7割程度は欲しいと言っているが、宮崎では最低3割程度の会員に資格を取って欲

しい。

財務部富田部長は別紙協議事項（各県会独自の自家共済制度について、オンライン申請に伴う証紙制度のあり方について、会費未納者に対する対応について）を提示して説明した。

広報部谷口部長は提出する議題は特にないが、HPの活用法と広報誌のあり方を提出議題としたい。会報は議事録の部分を外して、読み物を主体にする。各県会は調査士のPRをどの様にしているのかを聞いてみたい。

研修部鎌田副会長は、今年度はオンライン申請、筆界特定制度、ADRの3本が研修議題となる。オンライン申請については操作方法をビデオCDに作成して修得すれば良い。

(2) 第2回研修会開催について

北山業務部長は研修会の議題として先の大分会研修会の「筆界特定制度」を議題とし谷口広報部長から講師に連絡をしてもらって下記の通りに開催することを決めた。

1. 日 時 平成17年10月13日 (木)
9時から16時まで
2. 場 所 J A. A Z M ホール 2 F
大研修室
3. テーマ 「筆界特定制度」の解説
4. 講 師 宮嶋泰先生 大分会副会長
資料として「筆界特定制度」の冊子を全員が購入すること1,000円程度

(3) オンライン指定庁の対応について

11月から宮崎地方法務局がオンライン指定庁になることについて審議したが、どのようなのか具体像がはっきりしないため、最初に指定庁となった上尾から来てもらうか佐世保か、佐賀に研修を行うなどして、別の機会に勉強

する必要がある。

(4) その他

① 14号台風災害について

事務局は別紙の被害状況を提示した。議場は日調連に災害見舞金の申請をするように指示した。

② 会員証及び補助者証の切り替え

会員証の記載事項の変更などは、鎌田副会長と打合せて、10月30日までに切り替えるようにする。補助者証というのは職員証と読み替えて作成するように。

平成17年9月9日

議長 松浦正展
議事録署名者 谷口和隆
議事録署名者 富田美利

7.26	火	登録証交付式 松浦会長 高岡宏文会員
28	木	広報部会 会報の校正
8.8	月	専門士業団体連絡協議会 松浦会長、谷口部長
18	木	総務部会 自家共済検討委員会の議事審議
26	金	第1回自家共済検討委員会 蓑原委員長 他9委員
27	土	蓑原委員長 他9委員 松浦会長出席
28	日	日調連ゴルフ大会 酒井、佐藤金、小田
9.9	金	第3回常任理事会 九B担当者会同の提出意見について
22	木	全国仲裁センター連協 鎌田副会長 北山部長、福岡



編 集 後 記

カネボウの巨額粉飾決算問題で旧経営陣が逮捕された。赤字を黒字として報告し、取引業者や株主や、おまけに債権者や社員まで騙し社会を欺いていたのであるからその行為をした旧経営陣が逮捕されるのは当たり前のことである。今回資格業者として注目すべきは、カネボウの決算について監査を担当した公認会計士が逮捕され、その監査法人も捜索を受けていることである。

【豆知識】

監査法人とは

カネボウのような大企業の監査をするのは税理士ではなく公認会計士でなければならず、その公認会計士が5人以上集まって作った法人が監査法人である。

公認会計士とは

公認会計士は、企業の監査業務を行い、財務書類の証明、財務に関する調査、立案等を独占業務として行い、また企業経営のコンサルタントを行う国家資格者である。

公認会計士は、社会的には土地家屋調査士よりももちろん(?)知名度があり、資格業としては人気がある。そのような資格者が何人も集まった資格者集団の法人が何故粉飾を見送ってきたのか。監査のあり方に批判が高まっている。

報道によれば、その監査法人に勤務する公認会計士の話が次のように紹介されている。

「熱心に仕事をする企業だけでなく、自分の上司からも煙たがられる。上司は企業の役員と接待ゴルフに明け暮れる。監査を厳しくすると仕事を失う恐れもあるから企業に強く出れない。」というのである。

何ということであろう。全く企業との馴れ合いである。見抜けなかったのではなく、粉飾に

気づいていて見逃していたのである。おまけに「こうすれば会計士はノーとは言えません。」と企業に粉飾の仕方を教える担当者までいたそうである。事実であれば由々しきことである。粉飾に走る経営陣よりもさらに糾弾されるべきである。

何のための資格であろうか。自分たちの職責を忘れて、金儲けに走る資格者に未来はない。他山の石として肝に銘じよう

また、日本公認会計士協会は、古くは山一証券や日本長期信用銀行などの監査で問題とされている公認会計士の処分を10年以上も放置しているとの報道もされている。その記事によれば、先延ばしにしてきた理由について「会計士の健康状態が悪いから」「民事裁判が継続中であるから」という同協会の対応を弁護士会と比較しながら、身内に甘いと批判している。また、その処分内容について、「処分内容を明らかにする規則はない」「これまでも公表してこなかった」などと公開を拒否していることを、全て公開を義務づけている弁護士会と比べて批判している。一般国民から見れば資格者というだけで厳しく見ることは今や当然のご時世である。両会の対応の違いは国民にはどの様に映るのだろうか。

さて、我々のことを考えてみると…。

国民は我々をどのように見ているのであろうか。

また、会員はどの様に考えるべきであろうか？手続法として国民に示されている法律の規定だけができればいいのであろうか。資格者はどの様にその能力を担保すべきなのであろうか。どの様にすれば国民から信頼を得られるのだろうか？少なくとも公認会計士のようになってはいけない。

さて、調測要領の位置付けは…。どうすれば良いのであろうか？

TRY NEXT

多種多様化する測量業務に対し、
高精度・作業時間短縮によるコスト削減を実現することで、
生産効率のUPをお手伝いいたします。

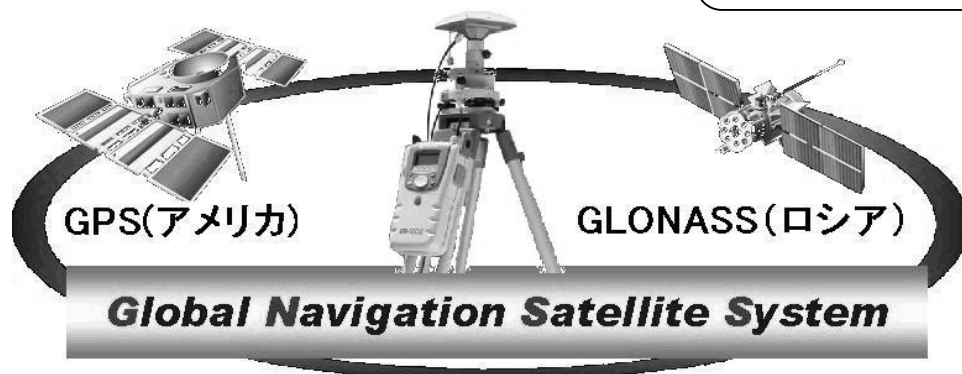
レンタルも実施中!

高精度衛星測量システム



- ・地籍測量
- ・街区基準点測量
- ・登記基準点測量
- ・変位計測

各種測量業務における、生産性の効率化をUPできるGPSシステム



『測る、量る、計る』の事業で土地家屋調査士業務のソリューション・パートナー企業を目指します。

Hisanaga

TOPCON SOKKIA

測量機器 宮崎県代理店
販売、レンタル、修理、点検、校正

測量CADシステム・測量機
各種試験機・計測器・製図機
OA機器、パソコン、デジタルカメラ

株式会社 久永



株式会社久永は
ISO9001:2000を
測量機器の修理・校正を
対象に認証取得しています。

宮崎支店 宮崎市祇園3-173
延岡営業所 延岡市大瀬町2-1-2

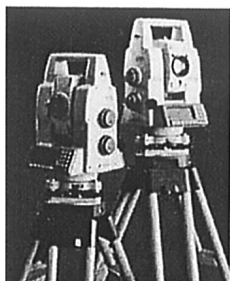
Tel 0985-27-1101

Tel 0982-31-0259

<http://www.kk-hisanaga.com> E-mail hisanaga@bz01.plala.or.jp

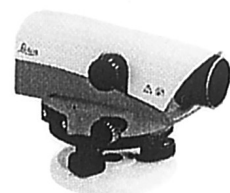
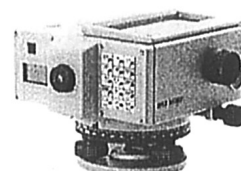
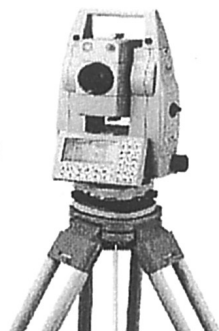
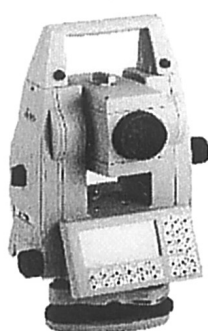
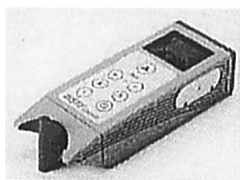


夢を、光技術とデジタルで



Leica

MADE TO MEASURE



測量ソフト：福井コンピュータ・ウチダデータ

測量機械：トプコン・ライカ

設計用紙：桜井・きもと

境界杭：サンポリ・リプロ

株式会社 小川度量衡金庫店

- 宮崎本社 宮崎市昭和町82番地1 TEL(0985)-22-8234 FAX(0985)-29-9213
- 都城支店 都城市下川東1丁目12-1 TEL(0986)-22-0155 FAX(0986)-25-5731
- 延岡出張所 延岡市鶴ヶ丘1丁目2-13 TEL・FAX(0982)-26-8678



美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 — 2

T E L 28 — 4353

F A X 31 — 1430



自動視準ノンプリズム・トータルステーション

Series 230RM

SET3230RM(S)・SET4230RM(S)

RED-tech II
REvolutionary Digital Processing EDM technology

レーザ光はイメージです。
リモートキャッチャー受光ユニットは
オプションです。

ノンプリズムでも、自動視準でも。 この1台がマルチに対応。

新次元・ノンプリズム光波距離計 RED-tech II EDM と自動視準機能を一体化。あらゆる測量ニーズにこたえるトータルステーションです。

- ノンプリズム測定は、30cmから350mまでの超ワイドレンジをピンポイントに。
- 自動視準機能で、高精度な観測を実現。自動対回機能を使えば、より一層観測精度が向上します。
- さらにリモートキャッチャーとの組み合わせで、プリズム側からトータルステーションを完全コントロール。

株式会社 ソキア販売 東京都世田谷区用賀2-31-7 〒158-0097
TEL 03-6684-0846 FAX 03-6684-0941

□北海道 011-611-3441	□東北 022-257-3466	□東京 03-3708-4911	□東関東 047-309-7370
□新潟 025-243-8238	□名古屋 052-777-8877	□浜松 053-460-1051	□富山 076-494-1300
□金沢 076-292-2792	□大阪 06-5302-3931	□四国 089-970-8158	□広島 082-230-8111
□松江 0852-31-4300	□山口 083-972-1212	□福岡 092-472-3559	
□熊本 096-365-3789	□大分 097-556-6596	□沖縄 098-877-7007	

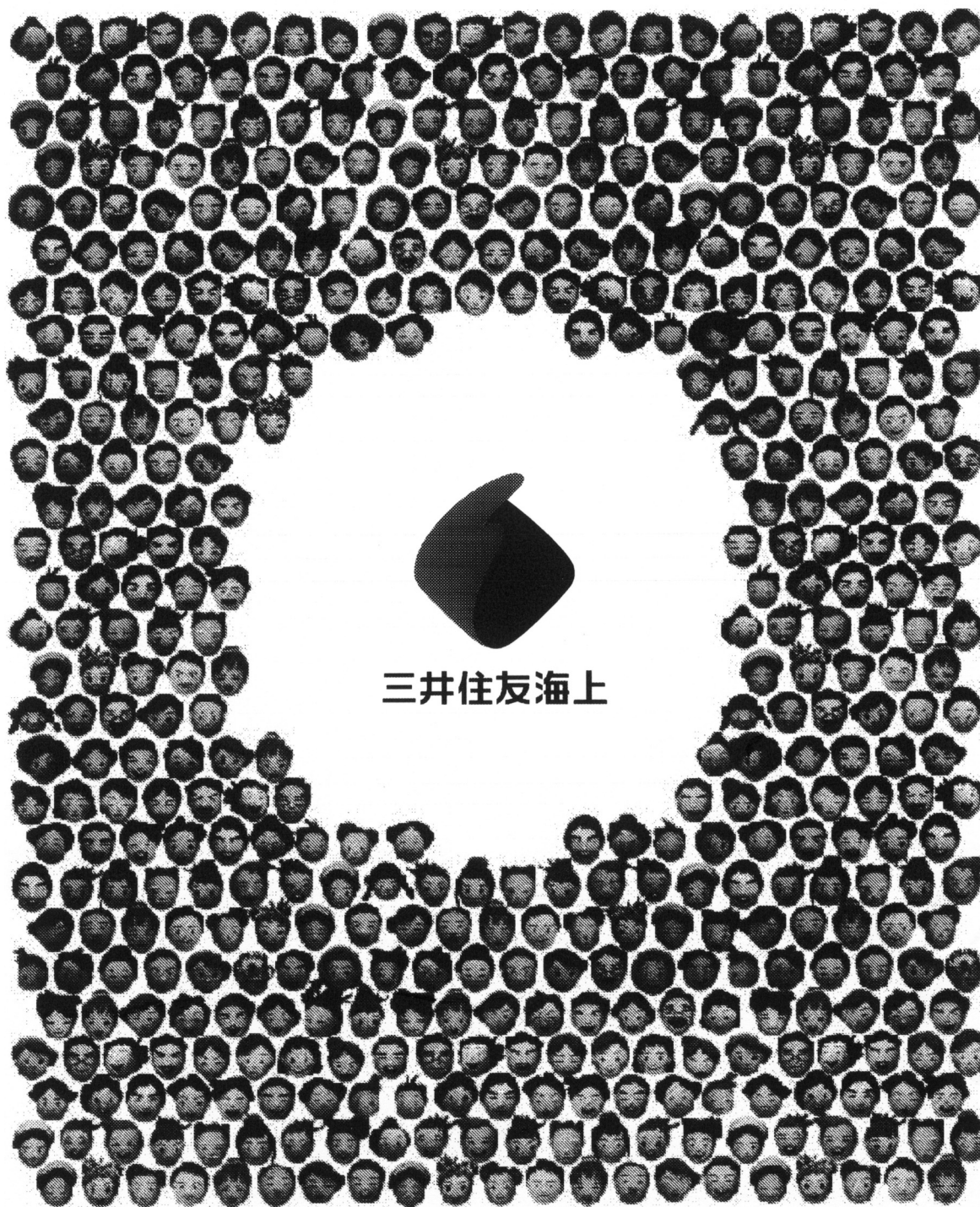
©2005 SOKKIA CO., LTD.



SOKKIA

www.sokkia.co.jp 株式会社 ソキア

ひとりひとりに、最高品質の安心を。



www.ms-ins.com 三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会
共済会各種保険取扱

○職業賠償責任保険

○所得補償保険

○普通傷害保険

○測量機器総合保険

○自動車保険

○介護費用保険

損害保険代理店

有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階

TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で
土地家屋調査士業務を支援します。

Network Land Surveyor's System

ウイングネオ

WingNeo

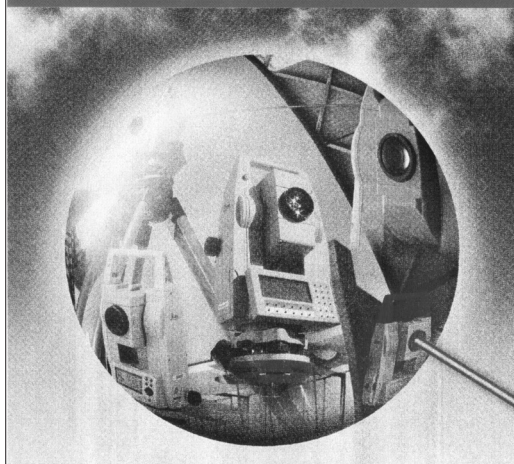
調査士エディション



アイサンテクノロジー株式会社

ATWAIS

土地家屋調査士業務統合支援システム



この国の測量シーンを、先進テクノロジーでリード。
すべての現場にライカのソリューションを。

Leica
Geosystems



20cm-200m (±3mm)

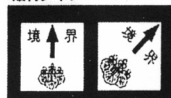
Reliable
Quick
Easy
Safe
Efficient
Accurate



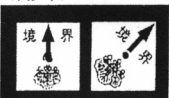
充電24V大容量3.0Ah
ニッケル水素電池パック採用

■各種真鍮プレート

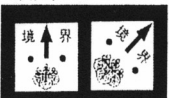
貼付タイプ



1穴タイプ



2穴タイプ

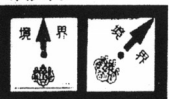


■各種アルミプレート

貼付タイプ



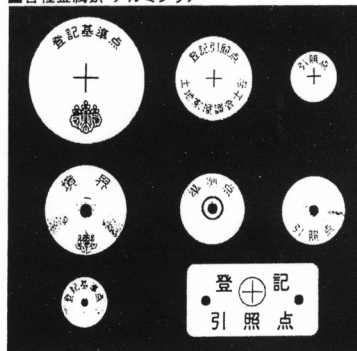
1穴タイプ



2穴タイプ



■各種金属紙・アルミクリアー

■プラスチック境界杭
カーライシシリーズ

OA機器・CADシステム・DTPシステム
クロキシシステム販売

宮崎市大塚町乱橋 4564-3
TEL (0985) 51-5172
FAX (0985) 51-5641

時代をデジタルプロデュース♪

**シール印刷
もできます**

■ ADVERTISING

広告媒体代理業務
広告印刷

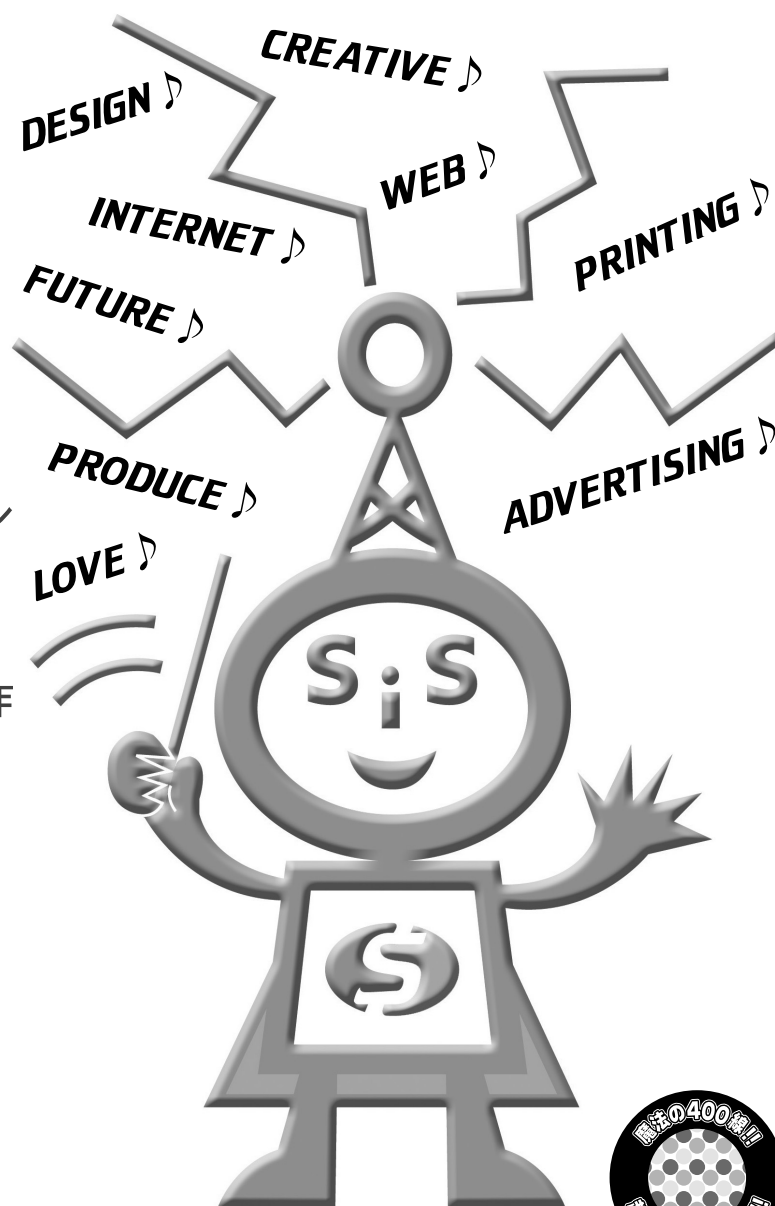
■ CREATIVE

グラフィックデザイン
イラストレーション
コピーライティング
コマーシャル写真
TVコマーシャル制作
CD-ROM制作

■ PRODUCE

イベント企画演出
CI・VI企画立案
販売促進・企画立案

・オフセットカラー印刷
・出版印刷
・カード印刷・シール印刷
・カレンダー印刷
・カタログ・パンフレット・製袋
・ポスター・DM・チラシ・広報誌
・社内報・メニュー・パンフレット
・包装紙・キャラクターデザイン



SIS **SHOWA INFORMATION SYSTEMS.CO**
http://www.sis8899.com

株式会社 エス アイ エス 〒880-0852 宮崎市高洲町50-4
TEL(代)0985-27-8899 FAX0985-28-3025